

公益社団法人日本獣医師会福祉共済事業 獣医師会のほけん

獣医師先生やご家族の皆さまの「病気・ケガ・介護」・従業員の皆さまの「仕事中のケガ」に対する「総合的な補償制度」です。



【獣医師会のほけんにご加入の皆さまへ】

2022年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、介護一時金、携行品損害補償^(※)および弁護士費用補償の補償内容等の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

※漁具が補償対象外となります。

病気やケガや介護に備えるほけん

- ① 所得補償保険** (獣医師ご本人とご家族の就業不能時の収入の補償)
NEW 事業主費用追加補償特約を新設しました。
- ② 団体長期障害所得補償保険** (獣医師ご本人とご家族の就業障害時の収入の補償)
- ③ 新・団体医療保険** (獣医師ご本人とご家族の病気・ケガの医療補償)
- ④ 傷害総合保険** (獣医師ご本人とご家族のケガの24時間補償) **健康告知なしでご加入可能!!**
- ⑤ 動物病院従業員補償傷害総合保険** (動物病院従業員の仕事中のケガの補償) **健康告知なしでご加入可能!!**

団体割引
20%

保険期間：2023年4月1日午後4時～2024年4月1日午後4時（1年間）

募集締切日：2023年2月22日（それ以降は中途加入となります。）

※保険金のお支払方法等重要な事項は30ページ以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

保険契約者 公益社団法人 日本獣医師会

事故発生時の連絡先

事故が発生した場合には、ただちに下記の事故サポートセンターまでご連絡ください。(受付時間:24時間365日)

ご連絡先	電話番号
事故サポートセンター	0120-727-110

問い合わせ先 (保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

[募集指定代理店]

[幹事代理店]

株式会社安田システムサービス

〒163-1529
東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー29F
TEL:03(3340)6497 FAX:03(3340)5700
受付時間 9:00～17:00(土・日・祝休)
Mailでの受付を始めました。
njkyousai@nichizei.com (受付時間:24時間365日)

[引受保険会社]

損害保険ジャパン株式会社

団体・公務開発部第二課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 03-3349-5402
受付時間:平日の午前9時から午後5時まで

- 指定紛争解決機関
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
〔ナビダイヤル〕0570-022808(通話料有料)
受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
【事故サポートセンター】0120-727-110
受付時間:24時間365日

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

「獣医師会のほけん」ラインナップ・全体像のご案内

獣医師を巡るさまざまなリスクへの備え! たしかな安心を末永くお届けします。 「獣医師賠償責任保険については、別にご案内文書を用意しておりますので、「獣医師賠償責任保険のご案内」をご覧ください。」

	補償の種類	保険の名称	補償の概略・ご説明	加入者 (申込者)	被保険者 (補償対象者)	パンフレット 掲載ページ
病気やケガに備える「ほけん」 団体割引 20% 無事故戻し返れい金 20%	獣医師ご本人とご家族(就業者)の ●病気やケガによる収入の減少と固定費の補償 ●万一の、ケガによる死亡・後遺障害に備える補償 健康告知書による診査で加入可 NEW 事業主費用追加補償特約	①所得補償保険 ②団体長期障害所得補償保険	補償の対象者ごとにお申込と告知が必要です。 ●獣医師ご本人やご家族(就業者)が病気やケガをお支払いします。働けない期間に対し、 ●団体長期障害所得補償保険では、補償を受入の80%以上に回復するまでは、収入の喪失割合に応じて、保険金をお支払いします。 ●所得補償保険の対象期間は就業不能発生後4日間(入院時のみ0日間)の支払対象外期間の後最長1年間、日(1年+4日)の支払対象外期間の後最長70歳までです。仕事ができない間の長期の補償が確保できます。 ●①+②でご加入いただくことで病気やケガで	地方獣医師会の会員である 獣医師個人※1	●所得補償保険 ①地方獣医師会の会員本人で満20歳以上満79歳以下の方 ②①のご家族(有職者)で満20歳以上満69歳以下で有職の方 ●団体長期障害所得補償保険 地方獣医師会の会員および会員の家族(有職者)で満20歳以上満69歳以下の方 ※3	①所得補償保険 と ②団体長期障害所得補償保険の関係と補償の概要 ……P3-4 ①所得補償保険の補償内容と保険料 ……P5-7 ②団体長期障害所得補償保険の補償内容と保険料 ……P9-10
	獣医師ご本人とご家族の病気やケガによる医療負担等に備える補償 健康告知書による診査で加入可	③新・団体医療保険	補償の対象者ごとにお申込と告知が必要です。 ●獣医師ご本人やご家族の、病気やケガによるその他、手術・長期入院・退院の際に保険金をお支払いします。 ●「がん」に関する補償を厚くした、「がん重点補償プラン」もご用意しています。 ●補償は医療費の多寡にかかわらず、入院・通院日数等に応じた定額となります。 ●病気やケガで所定の要介護状態になった場合に、介護一時金をお支払いするプランもご用意しています。	地方獣医師会の会員である 獣医師個人※1	地方獣医師会の会員およびその家族で満79歳以下の継続加入の方(新規加入は満69歳までの加入となります。) ※3	●補償内容 ……P11-12-15 ●保険料 ……P13-14-16 ●医療費用保険 移行者向の保険料 ……別紙
	獣医師ご本人とご家族のケガに備える補償 診査健康告知なしで加入可	④傷害総合保険	補償の対象者ごとにお申込と告知が必要です。 ●獣医師ご本人やご家族がケガをされた場合、おケガによる入院・通院・手術に対し保険金をお支払いします。 ●オプションを追加することで補償範囲が拡大 オプション1:ケガによる死亡・後遺障害の補償 オプション2:日常生活の第三者への賠償・費用・ゴルフのホールインワン、 オプション3:日常生活での次の法的トラブル ①被害事故 ②人格権侵害	地方獣医師会の会員である 獣医師個人	地方獣医師会の会員および会員の家族(年齢に制限はありません。) ※3	●補償内容 ……P17 ●保険料 ……P18 ●弁護士費用補償:ご説明 ……P23-24
	動物病院従業員の 仕事上のケガに備える補償 診査健康告知なしで加入可	⑤動物病院従業員 補償傷害総合保険	●動物病院の従業員の皆さまがお仕事にケガをされた場合の補償です。 ●お仕事(通勤途上を含みます。)のケガによる入院・通院・手術に対し保険金をお支払いします。	①地方獣医師会の会員である 獣医師個人 あるいは ②地方獣医師会会員獣医師が代表者または管理獣医師を務める「動物診療およびその付随業務のみを行う」 法人動物病院※2	・加入者が左記①の場合 当該獣医師が経営する個人動物病院に勤務する従業員 ・加入者が左記②の場合 当該法人動物病院の従業員	●補償内容 ……P19 ●保険料 ……P20
	ご注意事項等	※1 法人でのご加入をご希望の場合は、取扱代理店((株)安田システムサービス)までお問い合わせください。 ※2 ご加入にあたっては、「動物診療およびこれに付随する業務のみを行う法人」である旨の確認書をご提出いただけます。 ※3 従業員の皆さまに補償をお付けになりたい場合は、幹事代理店((株)安田システムサービス)までお問い合わせください。 ※4 保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。			申込手続き等のご案内	●新規(中途)加入の申込み手続きについて ……P27 ●契約の継続手続きについて ……P28 ●保険料の税務処理 ……P31 ●契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明 ……P32~P60

病気やケガで働けない間、就業不能(障害)期間中の収入を補償します。



① 所得補償保険

② 団体長期障害所得補償保険

本ページは、主に①所得補償保険と②団体長期障害所得補償保険の仕組・概要をご説明しています。

各保険のより詳しい内容・保険料につきましては、

①所得補償保険は、P5～8を ②団体長期障害所得補償保険は、P9・10をご覧ください。

団体割引
20%

無事故戻し
返れい金 20%
保険期間が満了し、保険期間中に、就業不能・就業障害の発生がなかった場合、無事故戻し返れい金をご加入者にお返します。

● 獣医師先生やご家族(有職者)が、病気やケガで就業不能(所得補償保険の場合)となった場合、また就業障害(団体長期障害所得補償保険の場合)の状態である間、月々の収入の減少を補償し、生活をサポートします。

① 所得補償保険

就業不能期間1ヶ月につき、最大1年、ご契約の保険金額を限度にお支払いします。

※支払対象外期間は4日間です。入院による就業不能の場合は支払対象外期間の間の入院についても保険金をお支払いします。

② 団体長期障害所得補償保険

所得補償保険での補償期間である「1年間」を超える就業不能(障害)時から、最長満70歳(満65歳以上の方は3年間)まで補償します。

※支払対象外期間は369日間(1年+4日間)です。

24時間の補償

業務中・業務外、国内・国外の事故を問わず24時間補償します。自宅療養中(医師の指示に基づくもの)も補償対象となります。

医師の診査は不要

医師の診査は不要、告知書の提出でご加入いただけます。(告知内容によりご加入をお断りする場合は、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。)

精神障害も補償

一部の精神障害による就業不能または就業障害も補償します。血管性認知症なども対象です。

※団体長期障害所得補償保険では、精神障害による就業障害は最長2年間の補償します。

天災危険補償プランもご用意

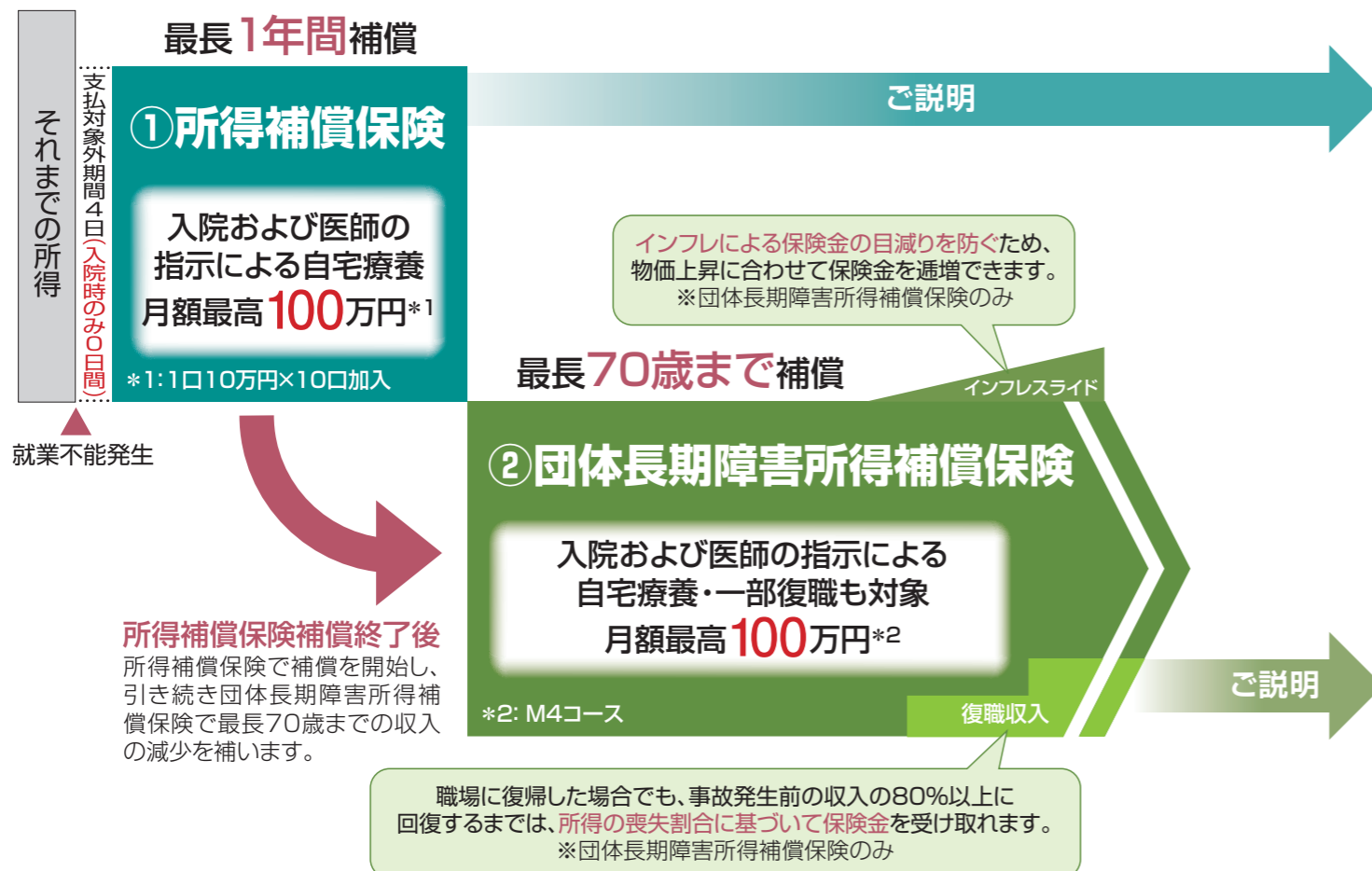
天災(地震・噴火またはこれらによる津波)が原因のケガによる就業不能・就業障害も補償するプランもご用意しています。

※加入プランに「T」が付く方が対象です。

【補償対象者と保険金額設定に関するご注意】

「所得補償保険」「団体長期障害所得補償保険」の被保険者(補償対象者)は就業され所得がある方が対象です。今までご加入いただいている方でも、仕事を辞められた方は契約のご継続ができませんので脱退の手続きをお取りください。

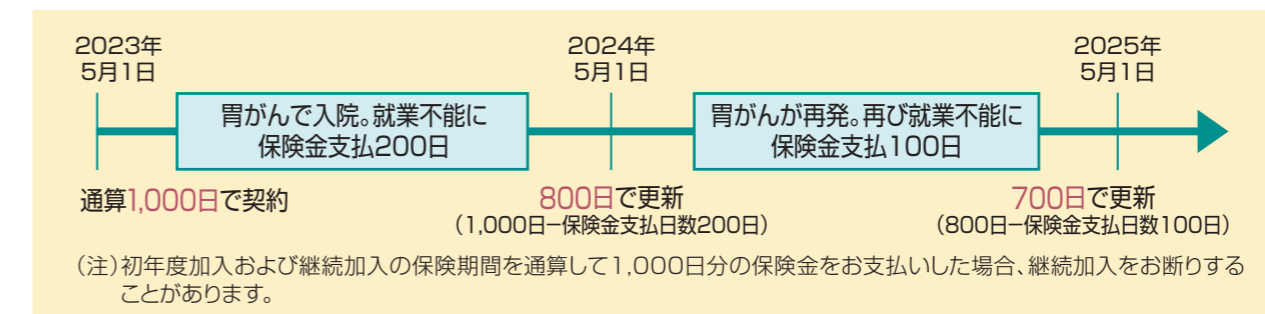
①所得補償保険と②団体長期障害所得補償保険のリリースプランで70歳までの長期な補償を実現!



① 所得補償保険

1回の就業不能について、支払対象外期間4日間(入院時のみ0日間)経過後、月々の収入減を最長1年間補償します。保険金お受取後就業復帰された後、再度就業不能となられた場合は、全期間を通じて1,000日まで繰り返し補償を受けることができます。(新たな就業不能発生時点で保険契約が継続されていることが必要です。)

保険金をお受取になった後も、該当の病気を補償対象外とせず、ご契約の継続が可能です。



② 団体長期障害所得補償保険

病気やケガにより就業障害となり長期間休業が必要となった場合に、所得補償保険の対象期間終了後、最長70歳に達するまでバックアップ。

所得補償保険と一緒にご加入することをおすすめします。

※ただし、ご加入時の年齢が満65歳から69歳の方については対象期間は最長3年間となります。なお、対象期間とは、支払対象外期間終了日の翌日から起算する協定書記載の期間をいい、損保ジャパンが保険金を支払う期間は、この期間をもって限度とします。

① 所得補償保険補償内容

お支払いする保険金

所得補償保険金

被保険者(保険の対象となる方)が日本国内・国外において保険期間中に、身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業不能になった場合、被保険者が被る損失に対して、保険金をお支払いします。

保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし(契約概要のご説明)」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

支払対象外期間(4日間)を超える就業不能期間1か月に対して、所得補償保険金額をお支払いします。

(注1)平均月間所得額が保険金額(月額)より小さい場合は、平均月間所得額となります。

(注2)就業不能期間が1か月に満たない場合または1か月の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。

(注3)補償の対象となる期間は、支払対象外期間を超える就業不能期間で、かつ、対象期間(1年)を限度とします。

保険金のお支払いは、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。

2004年4月1日始期のご契約から継続後のご契約を通算してお支払日数をカウントします。

※就業不能とは:身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治癒された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。

傷害死亡・後遺障害保険金(A型・D型・AT型・DT型を除きます。)

被保険者が日本国内・国外において交通事故やその他の急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または後遺障害が生じた場合は、傷害死亡保険金額の全額または傷害後遺障害保険金額に対する所定の割合で保険金をお支払いします。

※「傷害死亡保険金」と「傷害後遺障害保険金」は重複して支払われますが、支払保険金の総額は、保険期間を通じて傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

入院による就業不能時追加補償特約(支払対象外期間0日)

入院による就業不能については、支払対象外期間(4日間)の間の入院期間についても保険金をお支払いします。4日以内の短期の入院を複数回された場合、2回目以降の短期の入院についてはお支払いできないことがあります。

精神障害拡張補償特約

精神障害による就業不能となった場合も補償の対象となります。

※気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能などが対象です。(アルコール依存、薬物依存等によるものは対象とはなりません。)

保険金お支払例

B型 10口加入 35歳の場合

- 所得補償保険金額(月額) 10万円×10口=100万円
- 傷害死亡・後遺障害保険金額 500万円×10口=5,000万円
- <保険料>23,840円×10口=238,400円

1年間、保険金のご請求がなければ……

- 無事故戻し返れい金 238,400円×20%=47,680円
- <実質保険料負担> 238,400円-47,680円=190,720円

お支払いする保険金

7月1日から10日間入院し、その後55日間医師の指示に基づき自宅療養し65日間働けなかった場合。

〈保険金お支払対象期間〉
働けない期間65日間のうち入院期間の10日間、自宅療養による55日間が支払対象となります。

〈お支払いする保険金〉
100万円×(2か月と5日)=約217万円
(所得補償保険金額)

約217万円のお支払い

NEW 事業主費用追加補償特約の補償内容

団体割引
20%

無事故戻し返れい金
20%
保険期間が満了し、保険期間中に、就業不能・就業障害の発生がなかった場合、無事故戻し返れい金をご加入者にお返します。

お支払いする保険金

事業主費用追加保険金

事業主(保険の対象となる方)が病気やケガにより就業不能となり、その結果、事業を一時的に休止せざるを得ない場合に対象期間内に事業主が事業を休止した日から事業を再開した日までの間に支出した以下の費用を保険金として事業主にお支払いします。

①事業主が給与等の費用を支払っていた従業員等に対して就業規則等に基づき支払い続ける給与等の費用

②地代家賃および治療用機器等の賃貸料等の費用

※お支払い限度額は「保険金額(月額)×就業不能期間の月数」となり、この限度額の範囲内で事業主が実際に支払った費用に対し、保険金が支払われます。

※支払対象外期間中に発生した事由により支出した費用、保険の対象となる方との雇用関係がなくなった後に発生した事由により支出した費用については、お支払いの対象となりません。

保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし(契約概要のご説明)」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

被保険者の範囲

地方獣医師会の会員本人で満20歳以上満69歳以下の方で以下の条件をすべて満たす方を被保険者とすることができます。

- ①被保険者は獣医師免許を有する方であること
- ②被保険者が当該事業の代表者であること
- ③同一事業体において被保険者の他に獣医師の資格を有する方がいないこと

ご契約のイメージ

●獣医師が1名の動物病院

所得補償保険(基本補償)と「事業主費用補償プラン」のご契約(イメージ)は以下のとおりです。

[例] 獣医師の獣医業収入が月額200万円、獣医師の役員報酬が月額50万円、従業員等の給与が月額80万円、その他の費用(地代家賃・治療機器リース等)のうち固定費が20万円の場合

		獣医師の獣医業収入		
		200万円/月		
保険金額 支出内訳	獣医師の役員報酬	従業員等の給与	その他の費用 (地代家賃・治療機器リース等)	薬品費
	通常の支出(固定費)			通常の支出(変動費)
	50万円/月	80万円/月	20万円/月	10万円/月
ご加入プラン	所得補償保険 (基本補償プラン)	事業主追加補償プラン		
保険金額	50万円/月	100万円/月		

保険金のお支払例〈病気だけでなく、骨折等ケガによる休診でもお支払いします〉

契約内容	一人開業動物病院の「Aクリニック」がB管理獣医師を対象に以下の内容でご加入。 ■所得補償保険(基本補償) 50万円/月 ■事業主費用補償プラン 100万円/月 ※ともに支払対象外期間4日・対象期間1年
事故発生	B管理獣医師が交通事故による骨折で休診!! 2か月間休診した後、事業を再開。
Aクリニックが実際に支出した費用	「Aクリニック」は、B管理獣医師に、役員報酬を支払い続けた。 看護婦CさんとDさんに対して2か月分の給与を計80万円、休診中の家賃20万円、合計100万円を支払った 事業主費用補償プランは下記計算式によって算出した額を限度として、実際に支出した費用を保険金としてお支払いします。 ■お支払いする保険金の限度額 = 保険金額(月額) × 対象期間内の就業不能期間の月数 ※1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割計算します。
<p>このケースでは、</p> <p>■所得補償保険(基本補償) 93.3万円 = 50万円 × { 1か月 + (30-4)日 / 30日 }</p> <p>■事業主費用補償プラン 100万円 < 186.7万円 = 100万円 × { 1か月 + (30-4)日 / 30日 }</p> <p>実際に支出した費用 お支払いする保険金の限度額 ※支払対象外期間4日</p>	
お支払いする保険金	B管理獣医師の休診について、 193.3万円 を保険金としてお支払いします。 所得補償保険(基本補償)(93.3万円) + 事業主費用補償プラン(100万円) = 193.3万円

※天災危険補償なしのプランの保険料はP.21をご確認ください。

**団体割引
20%**

**無事故戻し
返れい金 20%**
保険期間が満了し、保険期間中に、
就業不能・就業障害の発生がなかった場合、
無事故戻し返れい金をご加入者にお返します。

1口あたりの保険料と補償額 保険期間1年/対象期間最長1年/支払対象外期間4日/職種級別1級/精神障害拡張補償特約、入院による就業不能時追加補償特約セット

■団体割引20%適用保険料 ■加入口数の上限は1名あたり10口となります。(ただし、CT型は1名あたり5口上限、J型は1名あたり200口上限)

年払(一時払)	CT型			BT型			AT型			年払(一時払)型	J型
	天災危険補償セット	所得補償保険金		傷害死亡保険金	傷害後遺障害保険金	事業主費用保険金	所得補償保険金		傷害死亡保険金		
	○	1か月につき 10万円		1,000万円	40~1,000万円	500万円	20~500万円	—		1か月につき 5万円 限度	
加入年齢	満20~24歳	24,330円	18,410円	12,490円	満20~24歳	6,120円					
	25~29	25,710円	19,790円	13,870円	25~29	6,800円					
	30~34	28,000円	22,080円	16,160円	30~34	7,920円					
	35~39	31,260円	25,340円	19,420円	35~39	9,520円					
	40~44	35,260円	29,340円	23,420円	40~44	11,480円					
	45~49	39,660円	33,740円	27,820円	45~49	13,640円					
	50~54	43,990円	38,070円	32,150円	50~54	15,760円					
	55~59	45,950円	40,030円	34,110円	55~59	16,720円					
	60~69	47,180円	41,260円	35,340円	60~69	17,320円					
	70~74	65,940円	60,020円	54,100円							
75~79	85,280円	79,360円	73,440円								

■団体割引20%適用保険料 ■加入口数の上限は1名あたり10口となります。(ただし、FT型は1名あたり5口上限、J型は1名あたり200口上限)

月払型	FT型			ET型			DT型			月払型	J型
	天災危険補償セット	所得補償保険金		傷害死亡保険金	傷害後遺障害保険金	事業主費用保険金	所得補償保険金		傷害死亡保険金		
	○	1か月につき 10万円		1,000万円	40~1,000万円	500万円	20~500万円	—		1か月につき 5万円 限度	
加入年齢	満20~24歳	2,225円	1,683円	1,140円	満20~24歳	560円					
	25~29	2,355円	1,813円	1,270円	25~29	625円					
	30~34	2,565円	2,023円	1,480円	30~34	725円					
	35~39	2,865円	2,323円	1,780円	35~39	875円					
	40~44	3,235円	2,693円	2,150円	40~44	1,050円					
	45~49	3,635円	3,093円	2,550円	45~49	1,250円					
	50~54	4,035円	3,493円	2,950円	50~54	1,445円					
	55~59	4,215円	3,673円	3,130円	55~59	1,535円					
	60~69	4,325円	3,783円	3,240円	60~69	1,590円					
	70~74	6,045円	5,503円	4,960円							
75~79	7,815円	7,273円	6,730円								

※中途加入の場合は月払のみのご案内となります。

- ご注意
- 保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。
 ・年齢は、保険期間の初日現在(中途加入の場合は中途加入日時点)の満年齢とします。
 ・ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
 - 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。ただし、所得補償保険の傷害による死亡・後遺障害補償特約保険料および事業主費用追加補償特約保険料を除きます。(2022年11月現在)
 - 天災危険補償プランには、天災危険補償特約がセットされています。
 - 傷害死亡保険金と傷害後遺障害保険金は合算して傷害死亡保険金額が限度となります。

〈注意〉
 保険金額が設定基準に合致しているか、毎年確認が必要です。P25「保険金額の設定方法」を必ずご確認ください。

一人開業獣医師のみなさま

ご自身の動物病院の 加入内容をぜひ点検ください

現在の
貴院の支出
をご確認ください

もし先生が病気やケガで休診した際の支出

先生の役員報酬	従業員皆さんへの給与のお支払い	その他の費用 ・地代家賃、 ・医療機器リース料等
保険金額(月額) 万円	支出額 万円	
保険料(月払、年払(一時払)型) 万円		
保険料(月払、年払(一時払)型) 円		

「事業主費用補償プラン」

「事業主費用
補償プラン」
にご加入の場合

先生の役員報酬	従業員皆さんへの給与のお支払い	その他の費用 ・地代家賃、 ・医療機器リース料等
保険金額(月額) 万円	支出額 万円	
保険料(月払、年払(一時払)型) 万円	保険料(月払、年払(一時払)型)	
保険料(月払、年払(一時払)型) 円		

② 団体長期障害所得補償保険補償内容 と保険料

※天災危険補償なしのプランの保険料はP.21をご確認ください。

団体割引
20%

無事故戻し
返れい金 20%
保険期間が満了し、保険期間中に、就業不能・就業障害の発生がなかった場合、無事故戻し返れい金をご加入者にお返しします。

お支払いする保険金

団体長期障害所得補償保険金

被保険者(保険の対象となる方)が日本国内・国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業障害となった場合に、被保険者が被る損失を長期にわたって補償します。

保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし(契約概要のご説明)」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

支払対象外期間(369日)を超えた就業障害である期間に対して、次の式によって算出した額をお支払いします。また、対象期間中に業務に一部復帰できた場合でも、所得喪失率が20%を超える期間については、所得喪失率に応じて保険金をお支払いします。

$$\text{お支払いする保険金の額(月額)} = \text{保険金額} \times \text{所得喪失率}$$

■物価上昇した場合には、前年度に対する物価上昇率をもとに損保ジャパン所定の方法により算出した係数を乗じて算出した保険金をお支払いします。

※物価上昇率は、国の行政機関発表の「消費者物価指数(全国総合)」をもとに算出され、5%を限度とします。

■保険金額が就業障害が開始した日の属する月の直前12か月の被保険者の平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を保険金の算出基礎としてお支払いする保険金の額を算出します。

精神障害拡張補償特約

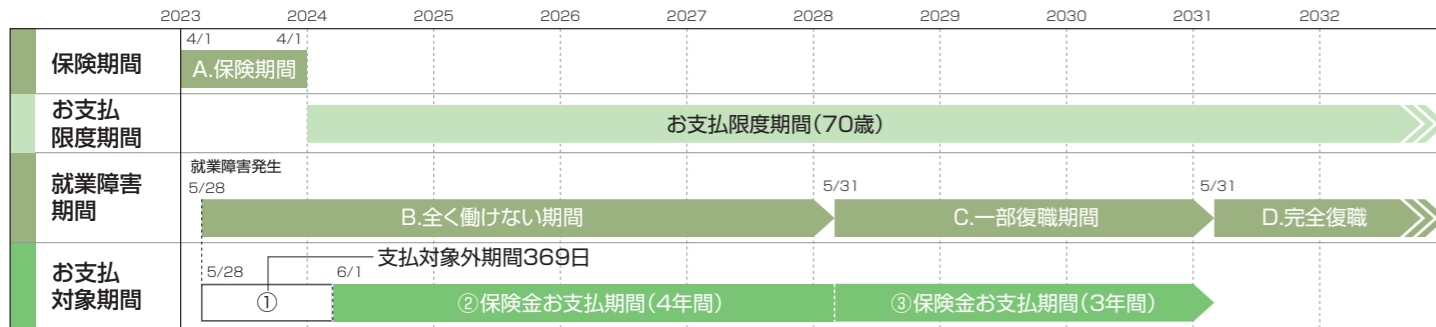
精神障害による就業障害となった場合も補償の対象となります。

※精神障害による就業障害は最長2年間補償します。

※気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害などが対象です。(アルコール依存、薬物依存等によるものは対象とはなりません)。

保険金お支払例

M2コースにご加入の場合(保険金額50万円・支払対象外期間369日・対象期間最長70歳に達するまで)



- A 保険期間**
2023年4月1日～2024年4月1日(平均月間所得額100万円)
 - B 全く働けない期間**
2023年5月28日～2028年5月31日(平均月間所得額0円)
 - C 一部復職期間**
2028年6月1日～2031年5月31日(回復所得額30万円)
 - D 完全復職**
2031年6月1日(平均月間所得額100万円)
- ※上記は、お支払いのイメージをご説明したものです。

お支払いする保険金	
①の期間に対して	所得補償保険にご加入の場合、「所得補償保険」でお支払いします。 ※支払対象外期間/4日間
②の期間に対して	$50\text{万円} \times \frac{(100\text{万円}-0\text{円})}{100\text{万円}} \times 12\text{か月} \times 4\text{年} = 2,400\text{万円}$
③の期間に対して	$50\text{万円} \times \frac{(100\text{万円}-30\text{万円})}{100\text{万円}} \times 12\text{か月} \times 3\text{年} = 1,260\text{万円}$
合計支払保険金(②+③) 2,400万円+1,260万円=3,660万円	

月払保険料と補償額

■団体割引20%適用保険料

保険期間1年/対象期間70歳満了/支払対象外期間369日間/精神障害拡張補償特約セット

	天災危険補償プラン									
	M4Tコース		M3Tコース		M2Tコース		M1Tコース		M0Tコース	
団体長期障害所得補償保険の保険金額	1か月につき 100万円		1か月につき 70万円		1か月につき 50万円		1か月につき 30万円		1か月につき 10万円	
年齢/性別	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
満20～24歳	12,966円	9,172円	9,076円	6,421円	6,483円	4,586円	3,890円	2,752円	1,297円	917円
25～29	13,440円	11,924円	9,408円	8,347円	6,720円	5,962円	4,032円	3,577円	1,344円	1,192円
30～34	14,655円	15,745円	10,258円	11,021円	7,327円	7,872円	4,396円	4,723円	1,465円	1,574円
35～39	18,142円	23,314円	12,700円	16,320円	9,071円	11,657円	5,443円	6,994円	1,814円	2,331円
40～44	27,437円	37,855円	19,206円	26,498円	13,719円	18,927円	8,231円	11,356円	2,744円	3,785円
45～49	41,412円	56,152円	28,988円	39,307円	20,706円	28,076円	12,424円	16,846円	4,141円	5,615円
50～54	63,591円	79,589円	44,513円	55,712円	31,795円	39,794円	19,077円	23,877円	6,359円	7,959円
55～59	86,442円	95,251円	60,509円	66,676円	43,221円	47,626円	25,933円	28,575円	8,644円	9,525円
60～64	94,414円	89,668円	66,090円	62,768円	47,207円	44,834円	28,324円	26,900円	9,441円	8,967円
65～69	78,380円	66,830円	54,866円	46,781円	39,190円	33,415円	23,514円	20,049円	7,838円	6,683円

ご注意

- (1) 保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。
 - ・年齢は、保険期間の初日現在(中途加入の場合は中途加入日時点)の満年齢とします。
 - ・ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
- (2) 保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ、適切な金額をお決めください。また、他の保険契約等(※)にご加入の場合は、ご加入いただける金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。
 - (※)「他の保険契約等」とは、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- (3) 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2022年11月現在)
- (4) 天災危険補償プランには、天災危険補償特約がセットされています。
- (5) ご加入時の年齢が65歳から69歳の方については対象期間は3年となります。

〈注意〉

保険金額が設定基準に合致しているか、毎年確認が必要です。P25「保険金額の設定方法」を必ずご確認ください。天災危険補償の付帯がないプランの保険料は、P21、22をご確認ください。

先生ご本人やご家族の病気やケガの入院や通院の補償。ご家族の医療費負担を軽減します。



③ 新・団体医療保険 (医療保険基本特約、疾病保険特約、傷害保険特約、がん保険特約セット団体総合保険、介護一時金支払特約)

団体割引
20%

- 先生ご自身はもとより、ご家族のみならずもご加入いただけます。配偶者・お子さま・同居の親族お一人でも加入できます。
- 病気やケガのとき、入院から退院・通院まで補償し、ご家族の医療費負担を軽減します。
- 「スタンダードプラン」に加え「がん重点補償プラン」をご用意しました。

24時間の補償

業務中・業務外、国内・海外の事故を問わず補償します。

医師の診査は不要

医師の診査は不要、告知書の提出でご加入いただけます。(告知内容によりご加入をお断りする場合は、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。)
※告知の大切さについてのご説明をP26に記載しております。必ずご確認ください。

天災危険補償プランもご用意

天災(地震・噴火またはこれらによる津波)が原因のケガも補償するプランもご用意しています。

※加入プランに「T」が付く方が対象です。

スタンダードプランの補償内容 「保険金額はS3コース+オプション(先進医療等費用特約)」の例

保険金を支払うケース	保険金額(がんも含まれます。)	保険金のお支払いに関する概略・ご説明
がんと診断された時	—	—
病気・ケガで入院	入院1日につき 15,000円	・入院1日目から対象です。 ・病気は、1回の入院につき180日、継続契約を含め全期間を通じ1,000日が限度です。 ・ケガは、1回の事故に関する入院につき180日が限度です。
病気・ケガで通院	通院1日につき 10,000円	・病気は、継続して4日を超えた入院の退院後の通院が対象で1回の通院責任期間につき90日が限度 ・ケガは、1回の事故につき事故の発生の日から1,000日目までの90日が限度
手術したとき	重大手術 …… 60万円 重大手術以外 入院中の手術 …… 30万円 外来の手術 …… 7.5万円	・手術の範囲：公的医療保険制度の診療報酬点数表の手術料算定対象の手術・先進医療に該当する手術・放射線治療に該当する医療行為をい、創傷処理・皮膚切開術・非観血的整復術・美容目的・視力矯正目的等は対象となりません。 ・重大手術：●開頭手術 ●がん・心臓・動脈等の病変に関する開胸・開腹手術 ●四肢切断術 ●脊髄腫瘍摘出術 ●日本国内で行われた心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の移植手術(臓器の移植に関する法律に規定する移植手術にかぎります。)
長期入院したとき	25万円	入院が継続して180日を超えた場合にお支払い(病気は1入院につき、ケガは1事故につき1回)
退院したとき	5万円	入院が継続して20日を超えてその後退院した場合にお支払い(病気は1入院につき、ケガは1事故につき1回)
病気・ケガで先進医療や臓器移植を受けた時	500万円限度	先進医療(※)とは、医療機関が厚生労働省への届け出により行う高度な医療技術をい、厚生労働省のHPIにて確認が可能です。
所定の要介護状態に該当したとき	300万円	公的介護保険制度における要介護2から5の認定を受けた場合、または損保ジャパンが定める所定の要介護状態に該当し、90日を超えて継続した場合 (注)損保ジャパンが定める所定の要介護状態とは、公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。

※先進医療とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をい、対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。
(<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html>)

保険金お支払例	
S3コースにご加入の場合	
病気 胃の切除術で 90日入院・退院後50日通院 〈入院〉 入院日額:15,000円×90日間=135万円 〈手術〉 胃切除術は入院日額の40倍=60万円 〈通院〉 通院日額:10,000円×50日間=50万円 〈退院一時金〉 退院一時金=5万円	ケガ 自転車で転倒し、足を骨折。 通院15日間。 〈通院〉 通院日額:10,000円×15日間=15万円
お支払保険金合計額 250万円	

本保険は介護医療保険料控除の対象となります。ただし、傷害入院一時金支払特約、傷害退院一時金支払特約の保険料を除きます。(2022年11月現在)

がん重点補償プランの補償内容 「保険金額はJ3コース+オプション(先進医療等費用特約)」の例

保険金を支払うケース	保険金額		保険金のお支払いに関する概略・ご説明
	がんの場合	がん以外の場合	
がんと診断確定された時	200万円	なし	①初めてがんと確定診断された時 ②2回目以降「がん」と診断確定され、その治療を直接の目的として入院を開始されたときにお支払い。*1
病気・ケガで入院	入院1日につき 30,000円	入院1日につき 15,000円	・入院1日目から対象です。 ・がんによる入院の保険金に、支払限度日数はありませんが、入院181日以降あるいは、入院最初の日から1,000日を経過した以降の保険金は半額の15,000円/1日となります。 ・がん以外の病気による入院は1回の入院につき180日、継続契約も含めた全期間を通じ1,000日が限度です。 ・ケガは、1回の事故につき事故の発生の日から1,000日目までの90日が限度です。
病気・ケガで通院	通院1日につき 20,000円	通院1日につき 10,000円	・病気は、継続して4日を超えた入院の退院後の通院が対象で1回の通院責任期間につき90日が限度 ・ケガは、1回の事故につき事故の発生の日から1,000日目までの90日が限度
手術したとき	重大手術 …… 120万円 重大手術以外 入院中の手術 …… 60万円 外来の手術 …… 15万円	重大手術 …… 60万円 重大手術以外 入院中の手術 …… 30万円 外来の手術 …… 7.5万円	・手術の範囲：公的医療保険制度の診療報酬点数表の手術料算定対象の手術・先進医療に該当する手術・放射線治療に該当する医療行為をい、創傷処理・皮膚切開術・非観血的整復術・美容目的・視力矯正目的等は対象となりません。 ・重大手術：●開頭手術 ●がん・心臓・動脈等の病変に関する開胸・開腹手術 ●四肢切断術 ●脊髄腫瘍摘出術 ●日本国内で行われた心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の移植手術(臓器の移植に関する法律に規定する移植手術にかぎります。)
長期入院したとき	25万円		入院が継続して180日を超えた場合にお支払い(病気は1入院につき、ケガは1事故につき1回)
退院したとき	5万円		入院が継続して20日を超えてその後退院した場合にお支払い(病気は1入院につき、ケガは1事故につき1回)
病気・ケガで先進医療や臓器移植を受けた時	500万円限度		先進医療とは、医療機関が厚生労働省への届け出により行う高度な医療技術をい、厚生労働省のHPIにて確認が可能です。
所定の要介護状態に該当したとき	300万円		公的介護保険制度における要介護2から5の認定を受けた場合、または損保ジャパンが定める所定の要介護状態に該当し、90日を超えて継続した場合 (注)損保ジャパンが定める所定の要介護状態とは、公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。

*1 2回目以降の診断保険金は、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いしませんが、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にがんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、保険金をお支払いします。

保険金お支払例	
J3コースにご加入の場合	
病気 がん診断され 50日入院後、退院し20日通院した。 〈がん診断〉 がん診断保険金=200万円 〈入院〉 入院日額:30,000円×50日間=150万円 〈退院〉 退院一時金=5万円 〈通院〉 通院日額:20,000円×20日間=40万円	ケガ 自転車で転倒し、足を骨折。 通院15日間。 〈通院〉 通院日額:10,000円×15日間=15万円
お支払保険金合計額 395万円	

本保険は介護医療保険料控除の対象となります。ただし、傷害入院一時金支払特約、傷害退院一時金支払特約の保険料を除きます。(2022年11月現在)

③新・団体医療保険補償内容と保険料

スタンダードプラン

■団体割引20%適用保険料 月額保険料/保険期間1年、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット

補償プラン内容			
コース名	S3	S2	S1
病気・ケガで入院	入院1日目から補償(病気は1回の入院につき、ケガは1事故につき、180日限度)(病気による入院の場合、通算支払限度日数1,000日)		
	入院1日につき 15,000円	入院1日につき 10,000円	入院1日につき 5,000円
病気・ケガで通院	ケガの場合は通院1日目から補償(90日限度)(病気の場合は、継続して4日を超えた入院の退院後の通院が対象(90日限度))		
	通院1日につき 10,000円	通院1日につき 7,000円	通院1日につき 3,000円
病気・ケガで手術したとき	<重大手術の場合>入院保険金日額の40倍 <重大手術以外の場合>入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍		
長期入院したとき(入院一時金)	入院が継続して180日を超えた時にお支払い(病気は1回の入院につき、ケガは1事故につき1回かぎり) 全コース共通 25万円		
退院したとき(退院一時金)	継続して20日を超えて入院し、無事に退院された場合にお支払い(病気は1回の入院につき、ケガは1事故につき1回かぎり) 全コース共通 5万円		
(先進医療等費用保険金)病気・ケガで先進医療や臓器移植を受けたとき	500万円(限度額)		

オプション補償	
(介護一時金支払特約)	300万円

※天災危険補償なしのプランの保険料はP.22をご確認ください。

月払保険料

基本補償	S3TSコース	S3Tコース	S2STコース	S2Tコース	S1STコース	S1Tコース
天災危険補償特約セット	○	○	○	○	○	○
先進医療等保険金	○	×	○	×	○	×
加入年齢	満20~24歳	4,680円	4,630円	3,280円	3,230円	1,660円
	25~29	5,100円	5,050円	3,530円	3,480円	1,740円
	30~34	5,530円	5,480円	3,830円	3,780円	1,900円
	35~39	5,770円	5,720円	4,000円	3,950円	1,990円
	40~44	6,010円	5,960円	4,170円	4,120円	2,080円
	45~49	6,670円	6,620円	4,600円	4,550円	2,300円
	50~54	7,760円	7,710円	5,340円	5,290円	2,690円
	55~59	10,000円	9,950円	6,880円	6,830円	3,460円
	60~64	12,510円	12,460円	8,580円	8,530円	4,330円
	65~69	16,800円	16,750円	11,490円	11,440円	5,820円
70~74	23,210円	23,160円	15,810円	15,760円	8,010円	
75~79	30,160円	30,110円	20,530円	20,480円	10,420円	

オプション補償	
介護一時金支払特約セット	KIGコース ○

(注1)新たに「先進医療等費用保険金」がセットされたコースへ変更、補償の大きなコースに変更する場合は「健康状態に関する告知書」の提出が必要です。

団体割引
20%

(注)70~79歳については、新規加入はできません。継続加入のみできます。
 ・保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。
 ・年齢は、保険期間の初日現在(中途加入の場合は中途加入日時点)の満年齢とします。
 ・契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。

がん重点補償プラン(スタンダードプラン+がん保険)

■団体割引20%適用保険料 月額保険料/保険期間1年、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット

補償プラン内容			
コース名	J3	J2	J1
がん診断確定されたとき	200万円	がんと診断確定された場合にお支払い 150万円	
がん入院	入院1日目から補償		
	入院1日につき 30,000円	入院1日につき 20,000円	入院1日につき 10,000円
がん通院	継続して4日を超えて入院した場合(90日限度)		
	通院1日につき 20,000円	通院1日につき 14,000円	通院1日につき 6,000円
がん手術	<重大手術の場合>入院保険金日額の40倍 <重大手術以外の場合>入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍		
	入院1日目から補償(病気は1回の入院につき、ケガは1事故につき、180日限度)(病気による入院の場合、通算支払限度日数1,000日)		
がん以外の病気・ケガで入院	入院1日につき 15,000円	入院1日につき 10,000円	入院1日につき 5,000円
がん以外の病気・ケガで通院	ケガの場合は通院1日目から補償(90日限度)(病気の場合は、継続して4日を超えた入院の退院後の通院が対象(90日限度))		
	通院1日につき 10,000円	通院1日につき 7,000円	通院1日につき 3,000円
がん以外の病気・ケガで手術	<重大手術の場合>がん以外での入院保険金日額の40倍 <重大手術以外の場合>入院中の手術:がん以外での入院保険金日額の20倍 外来の手術:がん以外での入院保険金日額の5倍		
	入院が継続して180日を超えた時にお支払い(病気は1回の入院につき、ケガは1事故につき1回かぎり)		
長期入院したとき(入院一時金)	全コース共通 25万円		
退院したとき(退院一時金)	継続して20日を超えて入院し、無事に退院された場合にお支払い(病気は1回の入院につき、ケガは1事故につき1回かぎり) 全コース共通 5万円		
(先進医療等費用保険金)病気・ケガで先進医療や臓器移植を受けたとき	500万円(限度額)		

オプション補償	
(介護一時金支払特約)	300万円

※天災危険補償なしのプランの保険料はP.22をご確認ください。

月払保険料

基本補償	J3STコース	J3Tコース	J2STコース	J2Tコース	J1STコース	J1Tコース
天災危険補償特約セット	○	○	○	○	○	○
先進医療等保険金	○	×	○	×	○	×
加入年齢	満20~24歳	4,910円	4,860円	3,460円	3,410円	1,780円
	25~29	5,340円	5,290円	3,710円	3,660円	1,860円
	30~34	6,010円	5,960円	4,170円	4,120円	2,120円
	35~39	6,470円	6,420円	4,510円	4,460円	2,310円
	40~44	7,020円	6,970円	4,890円	4,840円	2,530円
	45~49	8,620円	8,570円	6,000円	5,950円	3,150円
	50~54	10,960円	10,910円	7,640円	7,590円	4,090円
	55~59	14,520円	14,470円	10,140円	10,090円	5,410円
	60~64	18,760円	18,710円	13,070円	13,020円	6,990円
	65~69	26,660円	26,610円	18,230円	18,180円	9,820円
70~74	34,890円	34,840円	24,160円	24,110円	12,900円	
75~79	43,580円	43,530円	30,140円	30,090円	16,120円	

オプション補償	
介護一時金支払特約セット	KIGコース ○

(注1)新たに「先進医療等費用保険金」がセットされたコースへ変更、補償の大きなコースに変更する場合は「健康状態に関する告知書」の提出が必要です。
 (注2)181日目以降のがんでの入院はがん保険のみのお支払いとなりますので、「がんで入院」の金額の1/2となります。
 ●詳しい内容は、P.43~44をご確認ください。
 ●がんで入院し、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降は、がん保険のみのお支払いとなりますので、「がんで入院」の金額の1/2となります。
 (注3)待機期間(90日)中にがん診断確定された場合は、がん保険特約は無効となり、疾病保険特約からのみの支払いとなります。

③ 新・団体医療保険補償内容と保険料

(介護一時金支払特約)

団体割引
20%

- 公的介護保険制度における要介護2から5の認定を受けた場合、または損保ジャパンが定める所定の要介護状態に該当し、90日を越えて継続した場合に保険金をお支払いします。

(注) 損保ジャパンが定める所定の要介護状態とは、公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。詳細はP.42をご確認ください。

- 医師の診査は不要でご加入できます。

医師の診査は不要、告知書の提出でご加入いただけます。(告知内容によりご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。)

※告知の大切さについてのご説明をP26に記載しております。必ずご確認ください。

介護保険の必要性

実際にかかる費用はどれくらい?

事例(在宅介護・1割負担)

1年前、脳こうそくで倒れて右半身の麻痺と軽度の言語障害が残り要介護3と認定。在宅サービスを利用。

一時的にかかる費用 **平均 69万円** ※1 + 毎月かかる費用 **平均 7.8万円** ※1 × 介護期間 **平均 4年17か月** ※1 = **約498万円**

■介護に必要な用具・設備(購入・施行した場合)の一例(介護一時金の活用例)

●車いす



自走式 4~15万円
電動式 30~50万円

●特殊寝台



15~50万円
※機能により金額は異なる

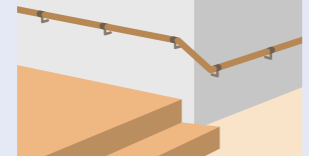
●ポータブルトイレ



水洗式 1~4万円
シャワー式 10~25万円

●手すり

(廊下・階段・浴室用など)



1万円~ ※工事費別途
※サイズ・素材により金額は異なる

●有料老人ホーム

(介護付き終身利用型の場合)



入居一時金 500~3,000万円
月額利用料 10~30万円/月

生命保険文化センター「介護保障ガイド」2016年10月版

※1 (公財)生命保険文化センター「平成30年生命保険に関する全国実態調査」(「介護に要した費用」には公的介護保険サービスの自己負担額を含む。)

補償内容と保険料

介護一時金
300万円

- 病気やケガにより公的介護保険制度における要介護2から5の認定を受けた場合、または損保ジャパンが定める所定の要介護状態に該当し、90日を越えて継続した場合に介護一時金をお受け取りいただけます。

(注) 損保ジャパンが定める所定の要介護状態とは、公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。

- 介護一時金をお支払いした場合、この保険は失効するためお支払いは1回かぎりとなります。※この場合、被保険者が所定の要介護状態に該当した日の翌日に、この保険は効力を失います。(保険期間1年/団体割引20%適用)

	年齢	月払保険料
保険料	20歳~39歳	30円
	40歳~44歳	60円
	45歳~49歳	140円
	50歳~54歳	270円
	55歳~59歳	550円

	年齢	月払保険料
保険料	60歳~64歳	1,110円
	65歳~69歳	1,890円
	70歳~74歳	4,010円
	75歳~79歳	8,400円

ご注意

- 本保険は、介護医療保険料控除の対象になります。(2022年11月現在)
- 保険料は保険始期日(中途加入)時点の満年齢によります。
- 年齢は保険期間の初日現在(中途加入の場合は中途加入日時点)の満年齢とします。
- ご契約は1年ごとの更新になりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。

SOMPO笑顔倶楽部

「SOMPO笑顔倶楽部」は、介護に関する情報不足による不安や悩みを支援するWEBサービスです。

主なコンテンツ

認知症知識・最新情報	認知症やMCI、介護に関する基礎知識や最新情報をご提供します。
認知機能チェック	認知症・MCIの予兆をチェックするサービスを提供します。認知機能チェックを習慣化し、自身の変化を捉えることが予防につながります。
認知機能低下の予防サービスの紹介	予兆把握、運動、睡眠、学習、言語、音楽、心理相談など、認知機能低下の予防に繋がるサービスをご紹介します。※1
サービスナビゲーター	お客様の日常生活の状況やお住まいの地域等から、認知機能低下予防に向けておススメのサービスをご提示します。
介護に関するサービスの紹介	SOMPOホールディングスグループの介護会社「SOMPOケア」を中心とした介護に関するサービス(介護相談、施設見学、体験入居、介護実技研修等)をご紹介します。※1

※1 パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもありません。

(注1) 本サービスの詳しい内容につきましては、SOMPO笑顔倶楽部のサービス利用規約をご確認ください。

(注2) お住まいの地域や、やむを得ない事情によってサービスのご利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合があります。

(注3) 本サービスはSOMPO笑顔倶楽部を運営する損保ジャパンのグループ会社およびその提携先の企業が提供するサービスです。

(注4) 本サービスは、サービスパートナー企業のサービスについて、損保ジャパンが紹介をするものです。サービスをご利用の場合にかかる費用はお客様のご負担となります。

ご本人とご家族のケガの補償

④ 傷害総合保険

健康告知なしで
ご加入可能です!

団体割引
20%



- 先生ご自身はもとより、ご家族のみなさまもご加入いただけます。
- ケガのときの入院・通院・手術を補償(基本補償)し、ご家族の医療費負担を軽減します。

天災危険補償特約セット! 地震・噴火またはこれらによる津波が原因のケガも補償。

- オプション補償(その1)により「ケガによる死亡・後遺障害」を補償します。
- オプション補償(その2)により日常生活の総合補償^(*)が準備できます。
*Pコース:「日常生活における第三者賠償」「外出中の携行品(身の回り品)損害」「旅行中の災害等による救援者費用」がセットとなっています。
Gコース:ゴルフが趣味の方のためにホールインワン・アルバトロスの補償をご用意しました。
- オプション補償(その3)により法的トラブルの弁護士費用補償が準備できます。
*詳細はP23・24をご覧ください。

補償内容のご説明

■保険金額は「基本補償 K1コース」+「Oコース+Pコース+Gコース+Lコース」の例

保険金を支払うケース	保険金額	保険金のお支払いに関する概略・ご説明
基本補償 K1コースの例	ケガで入院 入院1日につき 15,000円	●支払保険金の額=15,000円×入院日数 ・入院1日目から補償 ・1事故につき1,000日限度で補償
	ケガで手術 入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍	●支払保険金の額 重大手術60万円 重大手術以外の入院中の手術30万円、外来の手術7.5万円 ・手術の範囲: 公的医療保険制度の診療報酬点数表の手術料算定対象の手術・先進医療に該当する手術をいい、創傷処理・皮膚切開術・非観血的整復術等は対象となりません。 ・重大手術: ●開頭手術 ●開胸・開腹手術 ●四肢切断術 ●日本国内で行われた心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の移植手術(臓器の移植に関する法律に規定する移植手術にかぎりず。)
	ケガで通院 通院1日につき 7,500円	●支払保険金の額=7,500円×通院日数 ・通院1日目から補償 ・1回の事故につき事故の発生の日から1,000日目までの90日限度
オプションS1 (Oコース)	ケガで死亡・後遺障害 1口 200万円 25口まで加入可	●支払保険金の額 死亡の場合=200万円×加入口数 後遺障害の場合=後遺障害等級により(200万円~8万円)×加入口数 ・事故の発生の日から180日以内に死亡した場合死亡保険金を支払います。 ・事故の発生の日から180日以内に後遺障害が生じた場合後遺障害保険金を支払います。 ・死亡保険金・後遺障害保険金は合算して保険金額が限度です。 ・後遺障害等級は1級から14級で政府労災の後遺障害等級に準拠します。
オプションS2 (Pコース)	日常生活に起因する第三者への賠償事故 1億円	●支払保険金の額=1事故のお支払限度1億円 ・住宅の所有、使用、管理や日常生活における偶然な事故で他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊した場合に負担する損害賠償金や訴訟費用等を支払います。 ・自動車事故や同居の親族への賠償責任などは対象外です。
	住宅外で携行している身の回り品の損害 30万円 (自己負担額1事故につき3千円)	●支払保険金の額=保険期間中通算で30万円限度 損害品の再調達価額から自己負担額(3千円)を差し引いた額を支払います。 ・携行品とは、住居外において携行している身の回り品をいいます。 ・右記の物は補償対象外です。携帯型通信機器(携帯電話・スマートフォン等)・携帯型電子事務機器(ノート型パソコン等)・コンタクトレンズ・メガネ・動物・植物・自転車・ハングライダー・サーフボード・ラジコン模型・船舶・航空機・自動車・クレジットカード等(詳しくはP45をご覧ください。)
	偶然な事故で発生した捜索・救助等の費用 100万円	●支払保険金の額=保険期間中通算で100万円限度 ・保険の対象となる場合 ①航空機・船舶の行方不明 ②偶然な事故での生死不明・公的機関が捜索救助活動の必要を確認した場合 ③ケガにより180日以内に死亡した場合や14日以上継続入院した場合 ・対象となる救援者費用等は捜索救助費用、交通費、宿泊料、遺体輸送費用、病院転院費用、雑費等
オプションS2 (Gコース)	ゴルフでのホールインワン・アルバトロス 30万円	●支払保険金の額=1回につき30万円限度(記念品等実費) ・日本国内のゴルフ場でホールインワンあるいはアルバトロスを達成した場合の記念品購入費用等を補償します。 ・ゴルフ場のキャディまたは使用人の目撃と証明書への署名捺印が必要です。 ・対象となる記念品購入費用等とは ①記念品購入費用 ②祝賀会費用 ③記念植樹費用 ④キャディへの祝儀 等
オプションS3 (Lコース)	法的トラブルの弁護士費用補償 法律相談費用 通算 10万円 限度 弁護士委任費用 通算 200万円 限度	●支払保険金の額=法律相談費用保険金 通算10万円限度 弁護士委任費用 通算200万円限度 ・次の法的トラブルがあった場合、弁護士費用を補償します。 ①被害事故 ②人格権侵害 ③借地・借家 ④遺産分割調停 ⑤離婚調停 (補償内容につきまして*詳細はP23・24をご覧ください。)

補償内容と保険料(被保険者1名あたり)

■基本補償 保険期間1年、団体割引20%、職種別A級、天災危険補償特約セット、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット

補償	K1コース	K2コース	K3コース
死亡・後遺障害			
入院日額	入院1日目から補償 (1事故につき、1,000日限度) 15,000円	入院1日目から補償 (1事故につき、1,000日限度) 10,000円	入院1日目から補償 (1事故につき、1,000日限度) 5,000円
手術保険金	<重大手術の場合> 入院保険金日額の40倍 <重大手術以外の場合> 入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍	<重大手術の場合> 入院保険金日額の40倍 <重大手術以外の場合> 入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍	<重大手術の場合> 入院保険金日額の40倍 <重大手術以外の場合> 入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍
通院日額	通院1日目から補償 (1事故につき、90日限度) 7,500円	通院1日目から補償 (1事故につき、90日限度) 5,000円	通院1日目から補償 (1事故につき、90日限度) 2,500円
年払保険料	35,330円	23,550円	11,780円

+

オプション補償

コース	Oコース	Pコース	Gコース	Lコース
死亡・後遺障害保険金(口数募集)(注1)(注2)	200万円	—	—	—
個人賠償責任補償特約	—	1億円	—	—
携行品損害補償特約(自己負担額3,000円)	—	30万円	—	—
救援者費用補償特約	—	100万円	—	—
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	—	—	30万円	—
弁護士費用	法律相談(自己負担額1,000円)	—	—	通算10万円限度
	弁護士委任費用(自己負担割合10%)	—	—	通算200万円限度
年払保険料	2,480円	3,320円	3,070円	6,960円

(注1)1被保険者ごとのご加入限度額は、「死亡・後遺障害保険金額5,000万円」となります。(所得補償保険において「傷害特約」にご加入の場合、当該特約の「死亡・後遺障害保険金」と合算して、5,000万円となります。)

・傷害総合保険の保険料お支払方法は年払(1回払)のみとなります。また、中途加入の場合は、中途加入日から保険期間満了日(2024年4月1日)までのご加入期間に応じた月割保険料にてご加入いただけます。月割保険料、加入方法等の詳細につきましては取扱代理店までお問い合わせください。

保険金お支払例

K1コースにご加入の場合:治療費等自己負担額にかかわらず定額のお支払いです

ケガ 動物に噛まれて5日入院、20日通院
〈入院〉入院日額:15,000円×5日間=7.5万円
〈通院〉通院日額:7,500円×20日間=15万円
お支払保険金合計額 **22.5万円**

ケガ 自転車で転倒し、足を骨折。通院15日間。
〈通院〉通院日額:7,500円×15日間=112,500円
お支払保険金合計額 **112,500円**

⑤ 動物病院従業員補償傷害総合保険

(就業中のみの危険補償
特約セット傷害総合保険)

健康告知なしで
ご加入可能です!

団体割引
20%



- 会員獣医師が経営する動物病院(個人動物病院および獣医療業務のみを行う法人動物病院)の従業員が職務に従事している間(通勤途上を含みます。)のケガを補償します。
- 「会員獣医師」あるいは「獣医療業務のみを行う法人動物病院」が加入者(保険料負担者)となり、動物病院従業員を被保険者(補償の対象者)とする保険です。
・従業員が加入者(保険料負担者)となり本保険に加入することはできません。
- オプション補償(OJコース)により「ケガによる死亡・後遺障害」も補償可能です。
- 健康告知なしで加入できます。

天災危険補償特約セット! 地震・噴火またはこれらによる津波が原因のケガも補償。

従業員の皆さまのお仕事(通勤途上を含みます。)の急激・偶然・外来の事故によるケガを補償します。

- 従業員の福利厚生として本保険をご活用ください。
・従業員全員を被保険者とし、本保険にご加入される場合は、必要経費(福利厚生費)とすることが可能です。
- 政府労災や他の保険の支給とは関わらず保険金が支払われます。
- 職務従事中のケガによる入院・通院・手術を補償(基本補償)します。

補償内容のご説明

■ 保険金額は「基本補償 KJ1コース」+「OJコース」の例

	保険金を支払うケース	保険金額	保険金のお支払いに関する概略・ご説明
基本補償 保険金額はKJ1コースの例	ケガで入院	入院1日につき 15,000円	● 支払保険金の額=15,000円×入院日数 ・入院1日目から補償 1事故につき1,000日限度で補償
	ケガで手術	<重大手術> 入院保険金日額の 40倍 <重大手術以外> 入院中の手術:入院保険金日額の 20倍 外来の手術:入院保険金日額の 5倍	● 支払保険金の額 重大手術60万円 重大手術以外の入院中の手術30万円、外来の手術7.5万円 ・手術の範囲:公的医療制度の診療報酬点数表の手術料算定対象の手術・先進医療に該当する手術をいい、創傷処理・皮膚切開術・非観血的整復術等は対象となりません。 ・重大手術:●開頭手術 ●開胸・開腹手術 ●四肢切断術 ●日本国内で行われた心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の移植手術(臓器の移植に関する法律に規定する移植手術にかぎります。)
	ケガで通院	通院1日につき 7,500円	● 支払保険金の額=7,500円×通院日数 ・通院1日目から補償 1回の事故につき事故の発生の日から1,000日目までの90日が限度
OJコース	ケガで死亡・後遺障害	1口 200万円 25口まで加入可	● 支払保険金の額 死亡の場合=200万円×加入口数 後遺障害の場合=後遺障害等級により(200万円~8万円)×加入口数 ・事故の発生の日から180日以内に死亡した場合死亡保険金を支払います。 ・事故の発生の日から180日以内に後遺障害が生じた場合後遺障害保険金を支払います。 ・死亡保険金・後遺障害保険金は合算して保険金額が限度です。 ・後遺障害等級は1級から14級で政府労災の後遺障害等級に準拠します。

保険金お支払例 治療費等自己負担額にかかわらず定額のお支払いです。

KJ3コースにご加入の場合

ケガ 動物に噛まれて
10日入院、20日通院

<入院> 入院日額:5,000円×10日間=5万円
<通院> 通院日額:2,500円×20日間=5万円

お支払保険金合計額 **10万円**

ケガ 職務として犬を散歩中に転倒し、足を骨折。
通院30日間。

<通院> 通院日額:2,500円×30日間=7.5万円

お支払保険金合計額 **7.5万円**

補償内容と保険料(被保険者1名あたり)

■ 基本補償

(※1) 保険期間1年、団体割引20%、職種級別A級、就業中のみの危険補償特約セット、天災危険補償特約セット、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット

コース	KJ1コース	KJ2コース	KJ3コース
死亡・後遺障害			
入院日額	入院1日目から補償 (1事故につき、1,000日限度) 15,000円	入院1日目から補償 (1事故につき、1,000日限度) 10,000円	入院1日目から補償 (1事故につき、1,000日限度) 5,000円
手術保険金	<重大手術の場合> 入院保険金日額の40倍 <重大手術以外の場合> 入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍	<重大手術の場合> 入院保険金日額の40倍 <重大手術以外の場合> 入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍	<重大手術の場合> 入院保険金日額の40倍 <重大手術以外の場合> 入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍
通院日額	通院1日目から補償 (1事故につき、90日限度) 7,500円	通院1日目から補償 (1事故につき、90日限度) 5,000円	通院1日目から補償 (1事故につき、90日限度) 2,500円
年払保険料(注)	12,000円	8,000円	4,000円

■ オプション

コース	OJコース (死亡・後遺障害補償オプション)
死亡・後遺障害保険金(口数募集)	200万円
年払保険料(注)	1,000円

・1被保険者ごとにご加入限度額は、「死亡・後遺障害保険金額5,000万円」となります。(所得補償保険において「傷害特約」にご加入の場合、当該特約の「死亡・後遺障害保険金」と合算して、5,000万円となります。)

(注) 傷害総合保険の保険料お支払方法は年払(1回払)のみとなります。また、中途加入の場合は、中途加入日から保険期間満了日(2024年4月1日)までのご加入期間に応じた月割保険料にてご加入いただけます。月割保険料、加入方法等の詳細につきましては取扱代理店までお問い合わせください。

ご注意ください

● 法人でご加入の際には「動物診療およびこれに付随する業務のみを行う法人である旨の確認書」のご提出をいただきます。詳しくはP28をご参照ください。

1口あたりの保険料と補償額

所得補償 保険期間1年／対象期間最長1年／支払対象外期間4日／職種級別1級／精神障害拡張補償特約、入院による就業不能追加補償特約セット

■団体割引20%適用保険料 ■加入口数の上限は1名あたり10口となります。

年払(時)払	C型		B型		A型	
	1か月につき10万円					
所得補償保険金	1か月につき10万円					
傷害死亡保険金 傷害後遺障害保険金	1,000万円 40～1,000万円	500万円 20～500万円		—		
年払(一時)払保険料 加入年齢	満20～24歳	21,840円	17,040円	12,240円		
	25～29	23,200円	18,400円	13,600円		
	30～34	25,440円	20,640円	15,840円		
	35～39	28,640円	23,840円	19,040円		
	40～44	32,560円	27,760円	22,960円		
	45～49	36,880円	32,080円	27,280円		
	50～54	41,120円	36,320円	31,520円		
	55～59	43,040円	38,240円	33,440円		
	60～69	44,240円	39,440円	34,640円		
	70～74	62,640円	57,840円	53,040円		
75～79	81,600円	76,800円	72,000円			

■団体割引20%適用保険料 ■加入口数の上限は1名あたり10口となります。

月払型	F型		E型		D型	
	1か月につき10万円					
所得補償保険金	1か月につき10万円					
傷害死亡保険金 傷害後遺障害保険金	1,000万円 40～1,000万円	500万円 20～500万円		—		
月払保険料 加入年齢	満20～24歳	2,000円	1,560円	1,120円		
	25～29	2,130円	1,690円	1,250円		
	30～34	2,330円	1,890円	1,450円		
	35～39	2,630円	2,190円	1,750円		
	40～44	2,980円	2,540円	2,100円		
	45～49	3,380円	2,940円	2,500円		
	50～54	3,770円	3,330円	2,890円		
	55～59	3,950円	3,510円	3,070円		
	60～69	4,060円	3,620円	3,180円		
	70～74	5,740円	5,300円	4,860円		
75～79	7,480円	7,040円	6,600円			

※中途加入の場合は月払のみのご案内となります。

- ご注意
- ・保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。
・年齢は、保険期間の初日現在(中途加入の場合は中途加入日時点)の満年齢とします。
・ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
 - 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。ただし、所得補償保険の傷害による死亡・後遺障害補償特約保険料および事業主費用追加補償特約保険料を除きます。(2022年11月現在)
 - 傷害死亡保険金と傷害後遺障害保険金は合算して傷害死亡保険金額が限度となります。

長期障害所得補償 保険期間1年／対象期間70歳満了／支払対象外期間369日間／精神障害拡張補償特約セット

■団体割引20%適用保険料

団体長期障害所得補償保険の保険金額	M4コース		M3コース		M2コース		M1コース		M0コース	
	1か月につき100万円		1か月につき70万円		1か月につき50万円		1か月につき30万円		1か月につき10万円	
年齢/性別	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
満20～24歳	12,712円	8,992円	8,898円	6,295円	6,356円	4,496円	3,814円	2,698円	1,271円	899円
25～29	13,177円	11,691円	9,224円	8,183円	6,588円	5,845円	3,953円	3,507円	1,318円	1,169円
30～34	14,367円	15,436円	10,057円	10,805円	7,184円	7,718円	4,310円	4,631円	1,437円	1,544円
35～39	17,787円	22,857円	12,451円	16,000円	8,893円	11,428円	5,336円	6,857円	1,779円	2,286円
40～44	26,899円	37,112円	18,829円	25,979円	13,450円	18,556円	8,070円	11,134円	2,690円	3,711円
45～49	40,600円	55,051円	28,420円	38,536円	20,300円	27,526円	12,180円	16,515円	4,060円	5,505円
50～54	62,344円	78,028円	43,641円	54,620円	31,172円	39,014円	18,703円	23,408円	6,234円	7,803円
55～59	84,747円	93,383円	59,323円	65,368円	42,374円	46,692円	25,424円	28,015円	8,475円	9,338円
60～64	92,562円	87,910円	64,794円	61,537円	46,281円	43,955円	27,769円	26,373円	9,256円	8,791円
65～69	76,843円	65,520円	53,790円	45,864円	38,422円	32,760円	23,053円	19,656円	7,684円	6,552円

- ご注意
- ・保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。
・年齢は、保険期間の初日現在(中途加入の場合は中途加入日時点)の満年齢とします。
・ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
 - 保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月額額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ、適切な金額をお決めください。また、他の保険契約等(※)にご加入の場合は、ご加入いただける金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。
(※)「他の保険契約等」とは、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
 - 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2022年11月現在)
 - ご加入時の年齢が65歳から69歳の方については対象期間は3年となります。

新・団体医療保険

スタンダードプラン

■団体割引20%適用保険料 月額保険料／保険期間1年、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット

補償プラン内容

コース名	S3	S2	S1
病気・ケガで入院	入院1日目から補償(病気は1回の入院につき、ケガは1事故につき、180日限度)(病気による入院の場合、通算支払限度日数1,000日) 入院1日につき 15,000円	入院1日につき 10,000円	入院1日につき 5,000円
病気・ケガで通院	ケガの場合は通院1日目から補償(90日限度)(病気の場合は、継続して4日を超えた入院の退院後の通院が対象(90日限度)) 通院1日につき 10,000円	通院1日につき 7,000円	通院1日につき 3,000円
病気・ケガで手術したとき	＜重大手術の場合＞入院保険金日額の40倍 ＜重大手術以外の場合＞入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍		
長期入院したとき(入院一時金)	入院が継続して180日を超えた時にお支払い(病気は1回の入院につき、ケガは1事故につき1回かぎり) 全コース共通 25万円		
退院したとき(退院一時金)	継続して20日を超えて入院し、無事に退院された場合にお支払い(病気は1回の入院につき、ケガは1事故につき1回かぎり) 全コース共通 5万円		
(先進医療等費用保険金)病気・ケガで先進医療や臓器移植を受けたとき	全コース共通 500万円(限度額)		

＋ オプション補償
(介護一時金支払特約) **300万円**

月払保険料

基本補償	S3Sコース	S3コース	S2Sコース	S2コース	S1Sコース	S1コース
先進医療等保険金	○	×	○	×	○	×
満20～24歳	4,500円	4,450円	3,160円	3,110円	1,600円	1,550円
25～29	4,920円	4,870円	3,410円	3,360円	1,680円	1,630円
30～34	5,350円	5,300円	3,710円	3,660円	1,840円	1,790円
35～39	5,590円	5,540円	3,880円	3,830円	1,930円	1,880円
40～44	5,830円	5,780円	4,050円	4,000円	2,020円	1,970円
45～49	6,490円	6,440円	4,480円	4,430円	2,240円	2,190円
50～54	7,580円	7,530円	5,220円	5,170円	2,630円	2,580円
55～59	9,820円	9,770円	6,760円	6,710円	3,400円	3,350円
60～64	12,330円	12,280円	8,460円	8,410円	4,270円	4,220円
65～69	16,620円	16,570円	11,370円	11,320円	5,760円	5,710円
70～74	23,030円	22,980円	15,690円	15,640円	7,950円	7,900円
75～79	29,980円	29,930円	20,410円	20,360円	10,360円	10,310円

＋ オプション補償
介護一時金支払特約セット **KIGコース**
保険料はP16に記載しております。

(注1)新たに「先進医療等費用保険金」がセットされたコースへ変更、補償の大きなコースに変更する場合は「健康状態に関する告知書」の提出が必要です。

がん重点補償プラン(スタンダードプラン+がん保険)

■団体割引20%適用保険料 月額保険料／保険期間1年、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット

補償プラン内容

コース名	J3	J2	J1
がん診断確定されたとき	200万円	がんと診断確定された場合にお支払い 150万円	100万円
がんで入院	入院1日につき 30,000円	入院1日につき 20,000円	入院1日につき 10,000円
がんで通院	通院1日につき 20,000円	通院1日につき 14,000円	通院1日につき 6,000円
がんで手術	＜重大手術の場合＞入院保険金日額の40倍 ＜重大手術以外の場合＞入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍		
がん以外の病気・ケガで入院	入院1日につき 15,000円	入院1日につき 10,000円	入院1日につき 5,000円
がん以外の病気・ケガで通院	通院1日につき 10,000円	通院1日につき 7,000円	通院1日につき 3,000円
がん以外の病気・ケガで手術	＜重大手術の場合＞がん以外での入院保険金日額の40倍 ＜重大手術以外の場合＞入院中の手術:がん以外での入院保険金日額の20倍 外来の手術:がん以外での入院保険金日額の5倍		
長期入院したとき(入院一時金)	入院が継続して180日を超えた時にお支払い(病気は1回の入院につき、ケガは1事故につき1回かぎり) 全コース共通 25万円		
退院したとき(退院一時金)	継続して20日を超えて入院し、無事に退院された場合にお支払い(病気は1回の入院につき、ケガは1事故につき1回かぎり) 全コース共通 5万円		
(先進医療等費用保険金)病気・ケガで先進医療や臓器移植を受けたとき	全コース共通 500万円(限度額)		

＋ オプション補償
(介護一時金支払特約) **300万円**

月払保険料

基本補償	J3Sコース	J3コース	J2Sコース	J2コース	J1Sコース	J1コース
先進医療等保険金	○	×	○	×	○	×
満20～24歳	4,730円	4,680円	3,340円	3,290円	1,720円	1,670円
25～29	5,160円	5,110円	3,590円	3,540円	1,800円	1,750円
30～34	5,830円	5,780円	4,050円	4,000円	2,060円	2,010円
35～39	6,290円	6,240円	4,390円	4,340円	2,250円	2,200円
40～44	6,840円	6,790円	4,770円	4,720円	2,470円	2,420円
45～49	8,440円	8,390円	5,880円	5,830円	3,090円	3,040円
50～54	10,780円	10,730円	7,520円	7,470円	4,030円	3,980円
55～59	14,340円	14,290円	10,020円	9,970円	5,350円	5,300円
60～64	18,580円	18,530円	12,950円	12,900円	6,930円	6,880円
65～69	26,030円	25,980円	18,110円	18,060円	9,760円	9,710円
70～74	34,710円	34,660円	24,040円	23,990円	12,890円	12,840円
75～79	43,400円	43,350円	30,020円	29,970円	16,060円	16,010円

- (注1)新たに「先進医療等費用保険金」がセットされたコースへ変更、補償の大きなコースに変更する場合は「健康状態に関する告知書」の提出が必要です。
(注2)181日目以降のがんでの入院はがん保険のみのお支払いとなりますので、「がんで入院」の金額の1/2となります。
(注3)待機期間(90日)中にがん診断確定された場合は、がん保険特約は無効となり、疾病保険特約からのみの支払いとなります。
●詳しい内容は、P43～44をご確認ください。
●がんで入院し、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降は、がん保険のみのお支払いとなりますので、「がんで入院」の金額の1/2となります。

④ 傷害総合保険オプションその3 弁護士費用補償の説明

さまざまなトラブルが潜む中・・・
法的トラブルについてはこのような声があります

Q1 あなたや、あなたの身の回りの家族や友人などで法的トラブルが起ったことはありますか？

実は、私たちの身の回りでは、さまざまなトラブルが起きています。

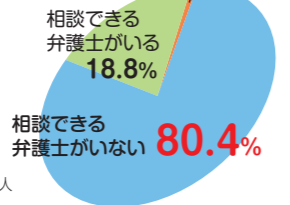
「ある」と答えた方 **約6.5人に1人**

出典：平成21年 内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」
(注)「ある」と答えた人が挙げた法的トラブルには、「弁護士費用補償」では補償対象とならないトラブル(多重債務、医療事故など)も含まれます。

万が一、法的トラブルに巻き込まれた場合、無理して抱えこむことなく、
専門家である「**弁護士**」に相談できたら安心です。でも・・・

Q2 法的トラブルにあったとき、相談できる弁護士がいますか？

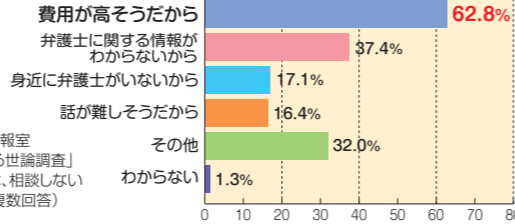
「身近に相談できる弁護士がいない」という方が多いのが現状です。



出典：平成21年 内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」をもとに損保ジャパンにて作成
全国の20歳以上3,000人のうち有効回答数 1,684人

Q3 弁護士への相談を迷う、または相談をしない理由は何ですか？

「相談したいけれど費用が高そう」と感じている人が約6割もいます。



出典：平成21年 内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」
弁護士への相談を迷う、または、相談しないと回答した1,019人を対象(複数回答)

日常生活におけるケガや賠償事故への備えだけでなく、
法的トラブルに巻き込まれたときに「**弁護士**」をもっと身近に活用するための備えがほしい・・・
そのような声にこたえて、あなたの生活を守ります。

1 弁護士費用補償

被保険者の範囲：被保険者ご本人

“弁護のちから”が支える5つのトラブル

次の法的トラブルがあったときに弁護士費用をサポートします。

トラブルの当事者：被保険者ご本人、お子さま
次の①～③の法的トラブルについては、被保険者ご本人だけでなく、お子さま*1が遭遇されたトラブルについても対象となります。

① 人格権侵害 (※2)
● 子どものいじめにあい、登校拒否の状態になった。
● 昔の交際相手からストーカー行為をされている。
● ソーシャルネットワークサービス(SNS)上でいじめや誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
● 電車で痴漢被害を受けた。

② 被害事故
● 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
● インターネット通販の会社から、本物といわれ、偽物のブランド品を売りつけられた。

③ 借地・借家
● 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
● アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
● 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。

トラブルの当事者：被保険者ご本人
次の④～⑤の法的トラブルについては、被保険者ご本人に関わる調停等に要する弁護士への各種費用が対象となります。

④ 遺産分割調停
● 兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなった。
● 母がすべての遺産を兄に相続させたとして遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。

⑤ 離婚調停 (※3)
● 夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなくなった。
● 子どもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きをすることとなった。

初年度契約は、**保険開始91日目から補償対象となります。**

遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、**被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象**となります。

✕ 以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル など

(※1) 被保険者が親権を有する、未成年の子が対象となります。
(※2) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。
(※3) 離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

弁護士費用補償

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

国内補償(※)

● 法律相談費用保険金

弁護士へ法律相談を行うときに負担した法律相談費用を補償します。

● 保険金額 (保険期間1年間につき)
通算 **10万円 限度**

● お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する法律相談にかかった費用

自己負担額 (免責金額) **1,000円**

● 弁護士委任費用保険金

弁護士へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士委任費用を補償します。

● 保険金額 (保険期間1年間につき)
通算 **200万円 限度**

● お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する法律相談にかかった費用

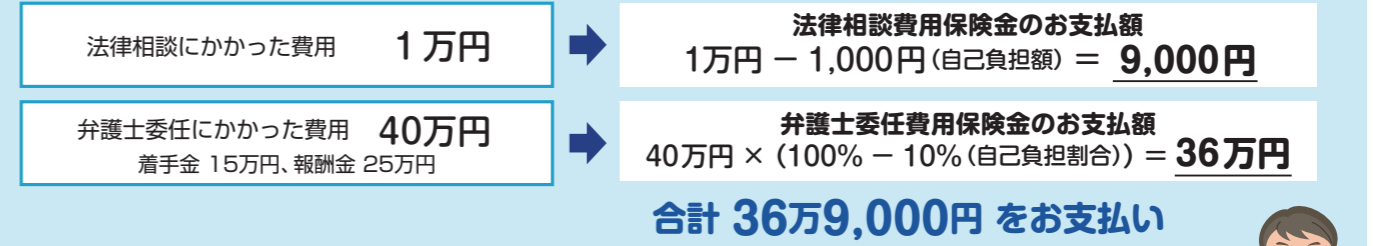
× (100% - 自己負担割合 **10%**)

(※) 日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。

⚠ いずれの保険金も、**弁護士への法律相談および委任契約の締結前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。**

お支払事例 (人格権侵害に関するトラブル)

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらう交渉を行った。2回の話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後は付きまとわないと約束をしてくれたため、合意書面を作成した。



金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

相談できる弁護士が身近にいないでも安心! 保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

被害事故・嫌がらせ相談窓口

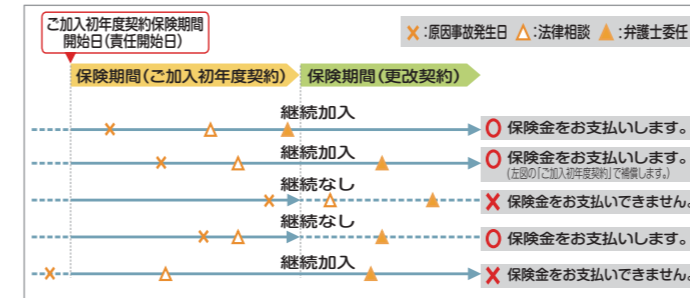
被害事故または人格権侵害への対応が必要な際にお電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB等トラブル対応の専門コンサルタントが、緊急時の対応等についてアドバイスさせていただきます。「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

(注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。
(注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
(注3) ご利用は日本国内からにかぎります。
(注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
(注5) 「弁護士費用補償」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。
事故サポートセンター：【受付時間】24時間365日 0120-727-110

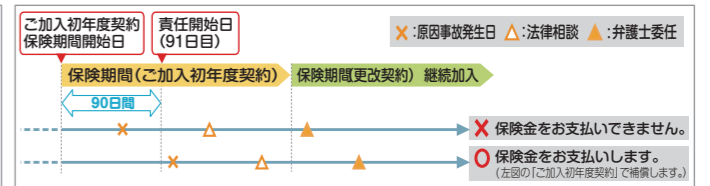
弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まり、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 保険金請求権者が保険期間中に最初の法律相談または弁護士委任を行った場合に、保険金をお支払いします。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談または弁護士委任が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

【「保険責任の開始」と「原因事故発生日および法律相談・弁護士委任と保険期間との関係」(イメージ図)】



【「離婚調停に関するトラブル」の場合の保険責任の開始(イメージ図)】



(注) 「離婚調停に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります(責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたこれらのトラブルについては、保険金をお支払いできません。

ご加入にあたっての注意事項

①所得補償保険・②団体長期障害所得補償保険

重要 保険金額の設定方法【毎年ご確認下さい】

保険金額が設定基準に合致しているか、毎年ご確認をお願いします。

本保険における「所得」とは証券記載業務を遂行することにより得られる個人の勤労所得（給与所得、事業所得、雑所得）に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入（退職年金、恩給、利子・配当所得、不動産所得など）は除かれます。

※個人から法人に経営形態を変更した場合は、「所得額」計算の基準が、事業収入から給与収入に変わることにより、下記の通り保険金額の設定基準が変わりますので、必ず保険金額設定の基準に合致しているかご確認いただき、保険金額が過剰な場合は見直しをお願いいたします。また、事業環境の変化等で収入に変化があった場合も同様に保険金額の確認・見直しをお願いいたします。

保険金額設定の基準(基準に従い加入人数をお決めください)	
被保険者が加入している公的保険制度	ご加入直前12か月における「所得の月間平均額」に対する保険金額設定割合
国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下
健康保険(例:法人役員・従業員)	①所得補償保険50%以下 ※健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は40%以下 ②団体長期障害所得補償保険40%以下
共済組合(例:公務員)	40%以下

※「所得の月間平均額」とは、年間の「所得」(給与所得者の場合は賞与等も含む)を12(ヵ月)で割った額です。

ご注意 保険金ご請求の際には、源泉徴収票・確定申告書等、所得が確認できる書類のご提出が必要となり、事故発生前過去1年の「所得」の月間平均額が保険金額を下回る場合は、保険金額満額のお支払が出来ないこととなります。保険料の無駄払にもつながりますので保険金額設定について十分ご確認ください。

所得の確認方法について

所得補償保険で補償の対象となる所得は次のとおりです。なお事業所得者または給与所得者で雑所得がある場合は、総収入額にそれぞれ追加します。

(1)事業所得者の場合 所得税青色申告決算書(一般用)

(2)給与所得者の場合 源泉徴収票

<所得補償保険でいう所得>

(1)事業所得者の場合

①税法上の所得 + ②専従者給与または専従者控除 + ③必要経費の内の人件費と固定費※1

※1 固定費とは一般的に以下のような経費をいいます。

- ・租税公課 ・水道光熱費 ・旅費交通費 ・通信費 ・広告宣伝費 ・消耗品費 ・接待交際費 ・損害保険料 ・修繕費
- ・減価償却費 ・福利厚生費 ・地代家賃 ・雑費 など

これらの経費のうち、被保険者の休業にかかわらず支出される費用については固定費として加算を認めます。

※事業所得者の保険金額の設定については、本人寄与率を考慮して行うこととなっているため、本人寄与率を勘案して保険金額の妥当性の確認を行います。

寄与率とは、売上高に対する事業主(被保険者)の貢献割合(事業主が就業不能になった場合の売上高の減少割合を想定して算出します)をいいます。

(2)給与所得者の場合

税法上でいう「D総収入金額」を指します(源泉徴収票のDの金額)。

告知の大切さについてのご説明

- 告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

①所得補償保険・②団体長期障害所得補償保険 ③新・団体医療保険

被保険者健康告知書について

被保険者(補償の対象者)の方から、現在の健康状態と過去の傷病歴を「被保険者健康告知書」でお知らせいただけます。告知の内容によりご加入をお断りしたり、特別な条件付き(特定疾病等対象外)のご加入となることがあります。またこの場合継続契約も引き続き特別な条件付き(特定疾病等対象外)のご加入となります。

なお、特別な条件付き(特定疾病等対象外)でのご加入の場合、疾病の改善等により条件の削除が可能となる場合があります。下記(*)をご参照ください。

条件なしでご加入いただける方

現在健康であり、過去2年間に医師の治療を受けたり、医師に病気を指摘(経過観察を含みます。)されたことのない方 など

ご加入いただけない方

現在健康に異常のある方、現在健康であっても過去2年間に告知書の(I)欄に該当する病気や症状で医師の治療を受けたり、医師から病気を指摘(経過観察を含みます。)された方 など

新たな保険契約(補償の大きなコースなど)への切替えをご検討の方

団体所得補償保険、団体長期障害所得補償保険(GLTD)、新・団体医療保険に新規または補償内容を拡大してご加入される場合は、「加入依頼書」と一緒に「健康状態に関する告知書」の提出が必要です。

(*)現在、特別な条件付き「特定疾病等対象外」でご加入いただいている方の条件削除について

保険の更改手続時期に「特定疾病等対象外」削除に関する健康告知書をご提出いただき、必要な要件を満たす場合、更新期(毎年4月1日)より「特定疾病等対象外」の条件削除が可能です。

必要な要件には、「告知日から過去1年以内に、現契約において補償対象外となっている疾病群の疾病・症状について、医師の診断、検査、治療または投薬を受けたことがないこと」、「現在補償対象外となっている疾病群が複数でないこと」、「新規加入から1年以上経過していること」等、いくつかの項目があります。詳しくは、幹事代理店までお問い合わせいただき、「特定疾病等対象外」削除に関する健康告知書をお取り寄せのうえお手続きください。

健康状態に関する告知書記載例

【補償対象外となる疾病群の例】
「胃のポリープ」を告知された場合、疾病群「A群」(胃、腸の疾病)すべてが補償対象外でのお引き受けとなります。

<3> <2>の(4)で「はい」の方は下記「疾病・症状一覧表」をご確認の上、上記<1>の「疾病・症状」欄にご記入ください。

<4> <3>でII欄に該当する方は以下の特別な条件が付きます。

新規(中途)加入の申込手続について

2023年2月22日(水) 幹事代理店到着

(締切日2月22日に間に合わないお申込みは、5月1日以降始期の中途加入になります)

同封の返信用封筒にて、下記幹事代理店までお送りください。

新規加入申込に必要な書類

NO	保険の種類	提出書類			書類提出期限	保険料のお支払い
		加入依頼書	健康告知書	口座振替依頼書		
①	所得補償保険	○	○	○ (注:1)	2月22日(水) 幹事代理店必着 (注:2)	4月24日(月) 指定口座からの 保険料控除 ※月払いの2回目以降の 振替日は毎月22日
②	団体長期障害所得補償保険	○	○			
③	新・団体医療保険	○	○			
④	傷害総合保険	○	○			
⑤	動物従業員補償傷害総合保険(注:3)	○	○			

(注:1) 同じ加入者が複数の保険に加入される場合、口座振替依頼書のご提出は1枚となります。

(注:2) 締切日までに書類が届かない場合、指定口座からの振替ができないことにより4月1日に保険責任が開始しないことがありますのでご注意ください。

(注:3) 法人(動物診療およびこれに付随する業務のみを行う法人)がその従業員を被保険者とする場合は、「<動物病院従業員補償法外総合保険>法人加入確認書」のご提出も必要になります。

●指定口座からの保険料(年払は年払保険料、月払第一回目保険料)振替日は、4月24日(月)です。

●月払の2回目以降の振替日は2023年5月から2024年3月までの毎月22日です。(22日が金融機関の休業日である場合は金融機関の翌営業日)

中途加入について

NO	保険の種類	提出書類	書類提出期限	保険始期日	保険料のお支払い	中途加入保険料
①	所得補償保険	新規と同じ	保険始期 前月10日 幹事代理店 必着	毎月1日	保険始期月22日 口座振替	月払保険料
②	団体長期障害所得補償保険					
③	新・団体医療保険				保険始期前月10日 着金でお振込 (翌年度以降は口座振替)	月割保険料
④	傷害総合保険					
⑤	動物従業員補償傷害総合保険(注:3)					

・①所得補償保険 ②団体長期障害所得補償保険 ③新・団体医療は口座振替月払による中途加入となり、保険料は指定口座からの振替となります。(所得補償保険の年払契約は中途加入できませんので、月払でご加入ください。翌年の更新の際に年払への変更が可能です。)

・④傷害総合保険、⑤動物病院従業員補償傷害総合保険の中途加入の場合は、中途加入月数に応じた月割保険料をお振込みください。

(振込先は、「公益社団法人 日本獣医師会」の口座)です。みずほ銀行 青山支店 普通預金 No.762063 公益社団法人日本獣医師会 保険口 蔵内勇夫)

■口座振替に関する注意事項

●振替不能が発生した場合は以下の加入者にとって以下の不利益がありますのでご注意ください。

・第一回目保険料が口座振替不能の場合：第一回目保険料領収時までに発生した事故に関しては保険金をお支払いできません。

・月払の2回目以降の分割保険料が口座振替不能の場合：翌月の振替日に2か月分の保険料を口座振替(併徴振替)します。

併徴振替も不能である場合には、契約を解除することがあります。

・所定の払込期日(毎月22日)の属する月の翌月末を経過しても所定の払込期日の保険料の支払いがなかった場合には、当該所定の払込期日の翌日以降に生じた事故による損害については保険金をお支払いできません。

お問い合わせ先

公益社団法人 日本獣医師会福祉共済事業「獣医師会のほけん」幹事代理店

株式会社安田システムサービス

TEL : 03(3340)6497

FAX : 03(3340)5700

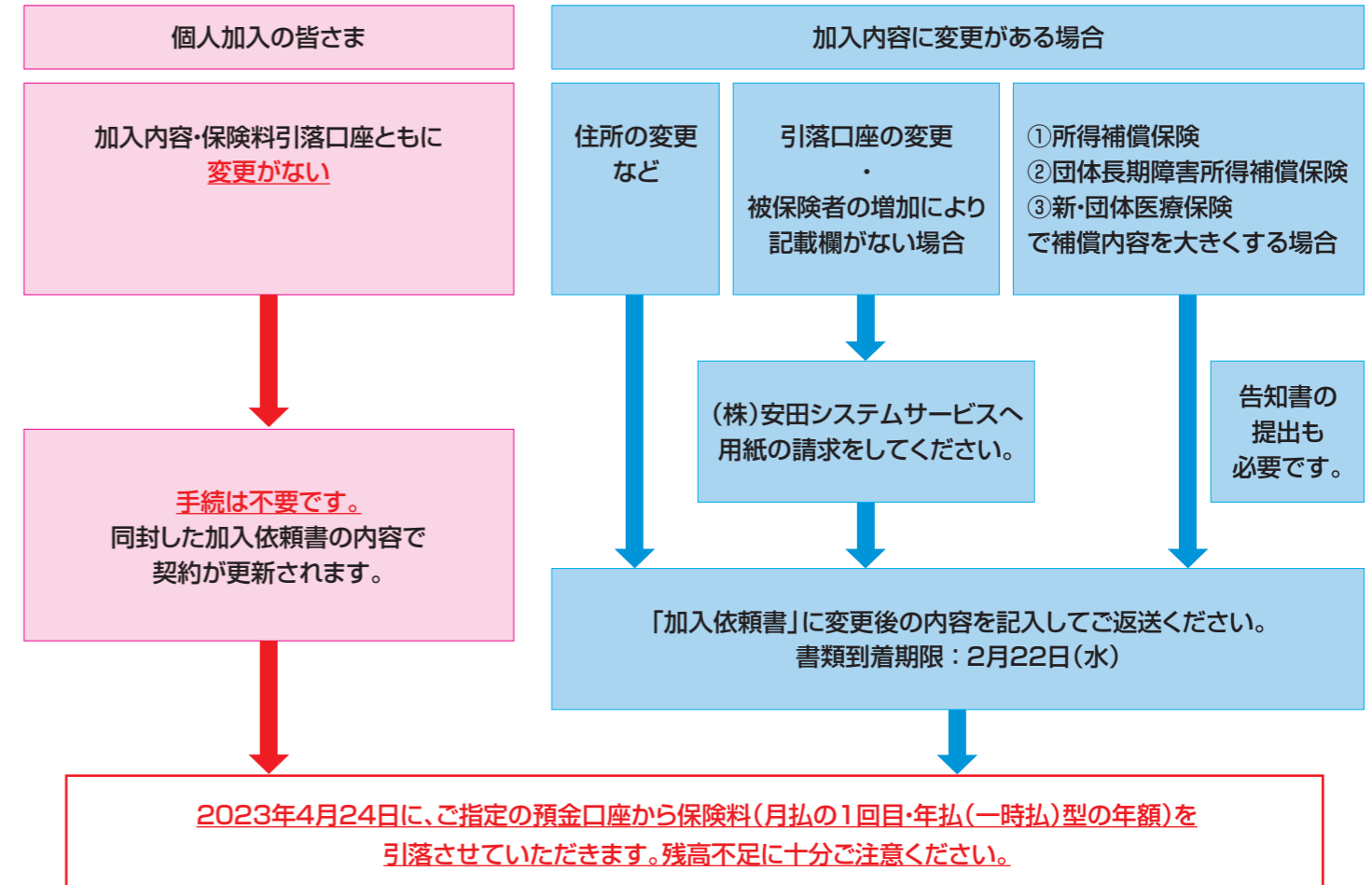
〒163-1529 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー29F 受付時間 9:00~17:00(土・日・祝休)

Mailでの受付を始めました。 njkyousai@nichizei.com (受付時間：24時間365日)

契約の継続手続きについて

まずは、更新のご案内に同封されている「加入依頼書」をご確認ください。

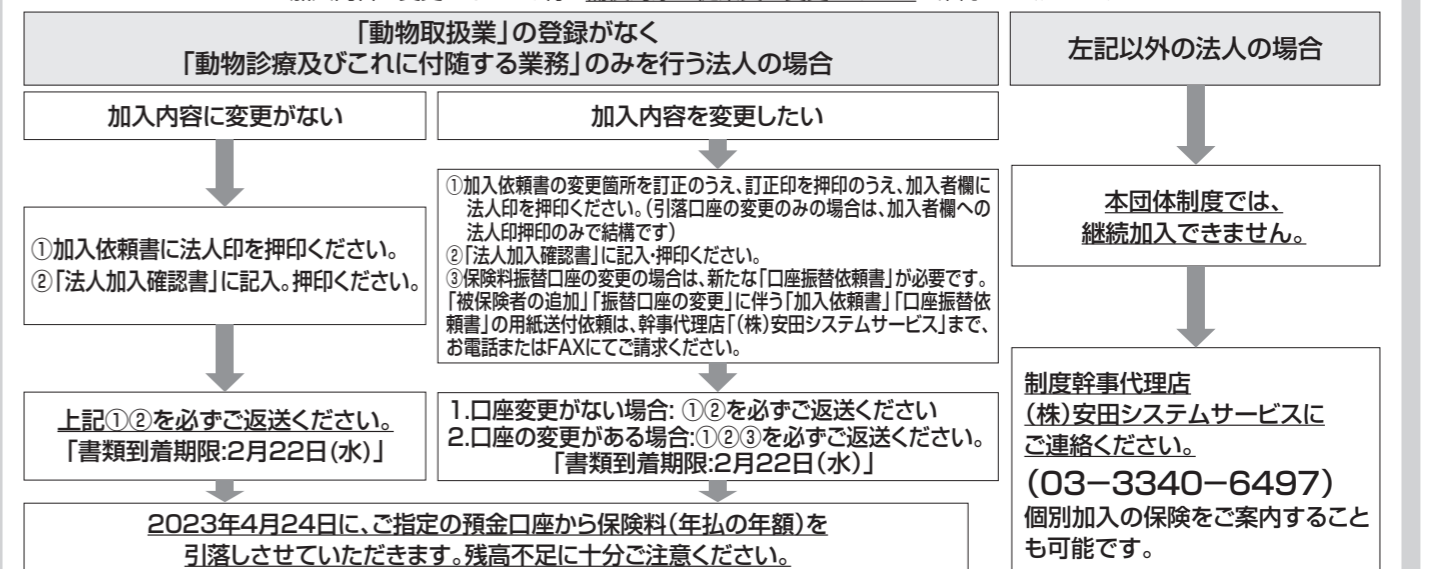
この保険は、「加入内容」・「保険料引落口座」に変更がある場合のみ手続が必要となります。



「動物病院従業員補償傷害総合保険」に法人加入している皆さま

毎年必ず「加入依頼書」と「法人加入確認書」の提出が必要

加入内容に変更がないか、特に補償対象の従業員の変更がないかを確認してください。



制度幹事代理店
(株)安田システムサービスに
ご連絡ください。
(03-3340-6497)
個別加入の保険をご案内すること
も可能です。

記載例

内容変更・脱退(更改時 加入依頼書)

「加入コース・口数変更」「住所変更」「脱退」「ご指定の口座の変更」の記載例

住所を変更する場合
二重線で消し新住所をご記入ください。

保険を継続しない場合
脱退に○をし、ご捺印ください。

ご加入のコースを変更する場合
前年同条件コースを二重線で消し、フリーコースにご希望のコース内容を記入してください。
※口数を増やすなど補償の大きなコースに変更する場合は、「告知書」の提出も必要です。

ご署名・ご捺印は必ず必要です。

一人開業医の方のみ
事業主追加補償「J」と保険料を記入してください。

加入型	口数	保険料
BT	2	58,768
B	2	55,520
CT	2	77,520
J	5	26,000

預金口座振替依頼書

必ず預金名義人を記入する。
預金名義人のフリガナも必ず記入してください。

【印鑑】
銀行印を必ず押印してください。

【金融機関名】
金融機関名のフリガナをカタカナで記入してください。
※その場合「ギンコウ」「シテン」等は除く。
※本店の場合は本店と記入し、フリガナ欄に「ホントン」と記入してください。

【金融機関種類】
該当するものに○をしてください。

【預金種目】
どちらか該当するものに○をしてください。

【口座番号】
口座番号は右詰めで記入してください。

新規加入(団体契約加入依頼書)

【獣医師会免許番号】
獣医師会免許番号記入(6桁)記入がなければ加入できません。

一人開業医の方のみ
事業主追加補償「J」と保険料を記入してください。

【加入タイプ・口数・保険料・合計保険料】
加入タイプ、口数・保険料を記入してください。

加入型	口数	保険料	
基本契約	CT	5	128,550
事業主費用	J	5	26,000
加入者合計保険料			128,550

お問い合わせ先

公益社団法人 日本獣医師会福祉共済事業「獣医師会のほけん」幹事代理店
株式会社安田システムサービス TEL: 03(3340)6497
 FAX: 03(3340)5700
 〒163-1529 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー29F 受付時間 9:00~17:00(土・日・祝休)
 Mailでの受付を始めました。 njkyousai@nichizei.com (受付時間: 24時間365日)

保険料の税務処理

ケース1: ①団体所得補償保険 ②団体長期障害所得補償保険 ③新・団体医療保険 ④傷害総合保険

保 険 料	保険加入者 (保険料負担者)	被保険者 (保険の対象者)	保険金受取人			保 険 料	
			基本契約	傷害特約		保険加入者の税務処理	被保険者に対する課税関係
				後遺障害	死 亡		
	個人	本人	本人	本人	法定相続人	必要経費算入不可	「①団体所得補償保険」「③新・団体医療保険」の一部特約を除き、介護医療保険料控除の対象となります(※)

(※)「保険加入者(保険料負担者):個人」「被保険者(保険の対象者):会員のご家族」とする「①団体所得補償保険」「②団体長期障害所得補償保険」「③新・団体医療保険」についても、「①団体所得補償保険」「③新・団体医療保険」の一部特約を除き、介護医療保険料控除の対象となります。

(注)傷害総合保険は、介護医療保険料控除の対象となりません。

①団体所得補償保険 ②団体長期障害所得補償保険の 無事故戻しについて

・**個人事業主が自身や家族を被保険者とした契約の場合**
自己の負担した保険料の戻しであるため、所得税の課税対象とはなりません。

ケース2: ⑤動物病院従業員補償傷害総合保険の税務処理

保 険 料	保険加入者 (保険料負担者)	被保険者 (保険の対象者)	保険金受取人		保 険 料	
			死亡以外 (後遺障害、入院、手術、通院)	死亡	保険加入者の税務処理	被保険者に対する課税関係
	個人事業主	事業主本人	本人	法定相続人	必要経費算入不可	—
		従業員(全員加入)	従業員	法定相続人	必要経費算入可(福利厚生費)	給与課税の対象になりません
		従業員(一部従業員のみ)	従業員	法定相続人	必要経費算入可(支払給与)	給与課税の対象になります
	法 人	役員	役員	法定相続人	役員報酬として損金算入可。税法上の過大な報酬にあたる場合の過大な部分は不可	役員の報酬(給与)、賞与として課税対象となります
		役員・従業員(全員加入)	役員・従業員	法定相続人	損金算入可(福利厚生費)	給与課税の対象になりません
		従業員(全員加入)	従業員	法定相続人	損金算入可(福利厚生費)	給与課税の対象になりません
		従業員(一部従業員のみ)	従業員	法定相続人	損金算入可(支払給与)	給与課税の対象になります

(注)上記は2022年11月現在の内容です。今後の税制改正により変更となる場合があります。詳細は顧問税理士にご確認ください。

所得補償保険

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)]にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み：この商品は所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：公益社団法人日本獣医師会
- 保険期間：2023年4月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：2023年2月22日
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

- 加入対象者：公益社団法人日本獣医師会の会員である地方獣医師会の会員
- 被保険者：
 - ①公益社団法人日本獣医師会の会員である地方獣医師会の会員本人(満20歳以上満79歳以下の方)
 - ②①のご家族(配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族)(満20歳以上満69歳以下で有職の方)
 なお、事業主費用追加補償特約については、被保険者は以下の条件をすべて満たす方にかぎります。
 - ①被保険者は獣医師免許を有する方であること
 - ②被保険者が当該事業の代表者であること
 - ③同一事業体において被保険者の他に獣医師の資格を有する方がいないこと
- お支払方法：2023年4月24日(月払の場合(12回払)は、以降毎月22日、22日が金融機関の休業日である場合は翌営業日から)に保険料を届出口座から振替します。
- お支払方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の取扱代理店までご送付ください。

ご加入対象者		お支払方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」、「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合*1	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」、「告知書」*2をご提出いただけます。 *2 告知書は、保険金額の増額、対象期間の延長、支払対象外期間の短縮等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。

*1「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等は取扱代理店までお問い合わせください。

- 中途加入：保険期間の途中でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月10日までの受付分は受付日の翌月1日(10日過ぎの受付分は翌々月1日)から2024年4月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始月に振替します。月払の場合は保険期間開始月から毎月振替します。
- 中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の取扱代理店までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。
- 無事故戻し返れい金：保険期間が満了した場合(保険期間の終期までご契約が有効に存続した場合)において、保険期間中に保険金をお支払いすべき就業不能の発生がなかったときは、保険料の20%を「無事故戻し返れい金」として、ご契約者にお返しします。

(注)保険期間の途中で解約(脱退)等が行われた場合は、無事故戻しは行いません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業不能になった場合	次の計算式によって算出した金額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ●次の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ④妊娠、出産、早産または流産 ⑤戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(*1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的見解(*2)のないもの など ●次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ⑦自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) など ●次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ⑨精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ⑩妊娠または出産を原因とした就業不能 (注)精神障害拡張補償特約がセットされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります(アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。)。
	$\text{お支払いする保険金の額} = \text{保険金額(月額)} (*1) \times \text{就業不能期間(保険金をお支払いする期間)} (*2) \text{の月数} (*3)$ $\text{就業不能期間(保険金をお支払いする期間)} (*2) = \text{就業ができない期間} - \text{支払対象外期間}$ (*1)加入依頼書等記載の保険金額(月額)をいい、就業不能1か月についての額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額(月額)より小さい場合は、平均月間所得額となります。 (*2)加入依頼書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(1年)が始まり、その対象期間内における就業不能の期間(日数)をいいます。 (*3)就業不能期間(保険金をお支払いする期間)が1か月に満たない場合または就業不能期間(保険金をお支払いする期間)に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。 (注1)対象期間(1年)を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 (注2)原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。 (注3)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。 ①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額 (注4)支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。 (注5)通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入(*6)および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。なお、初年度加入(*6)および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金が支払われた場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。 (*6)本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。	
<続く>		

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
<p>〔続き〕 被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業不能になった場合</p>	<p>(注6) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。 なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。</p> <p>(注7) 入院による就業不能時追加補償特約(支払対象外期間0日)がセットされた場合、基本補償の支払対象外期間中であっても、入院による就業不能期間(日数)をお支払いの対象として、基本補償の保険金支払方法と同様に、保険金をお支払いします。なお、この特約の対象期間は、就業不能の開始した日から4日までとなります。</p> <p>(注8) 入院による就業不能時追加補償特約(支払対象外期間0日)についても(注4)の規定が適用されます。このため、同一の就業不能とみなされた場合は、複数回入院されたときであっても、この特約の対象期間(就業不能の開始した日から4日)を超えた以後の入院については、お支払いの対象となりません。</p>	<p>(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>

(*) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 所得補償保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
<p>【事業主費用追加補償特約】 被保険者が日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業不能になった結果、事業主が被保険者の代行者を雇い入れるまでの間等事業を一時的に休止せざるを得ない場合</p>	<p>対象期間内に事業主が事業を休止した日から事業を再開した日までの間に支出した以下の費用を保険金として事業主にお支払いします。</p> <p>①事業主が給与等の費用を支払っていただく従業員等に対して就業規則等に基づき支払い続ける給与等の費用 ②地代家賃および営業用機器等の賃貸料等の費用 お支払いする保険金の額は、1回の就業不能につき、次の計算式によって算出した額を限度とします。</p> $\text{事業主費用追加保険金の額} = \text{特約保険金額(月額)}^{(※1)} \times \text{対象期間内における就業不能期間(保険金をお支払いする期間)}^{(※2)} \text{の月数}^{(※3)}$ <p>就業不能期間(保険金をお支払いする期間)^(※2) = 就業ができない期間 - 支払対象外期間</p> <p>(※1) 加入依頼書等記載の保険金額(月額)をいい、就業不能1か月についての額とします。</p> <p>(※2) 加入依頼書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(1年)が始まり、その対象期間内における就業不能の期間(日数)をいいます。</p> <p>(※3) 就業不能期間(保険金をお支払いする期間)が1か月に満たない場合または就業不能期間(保険金をお支払いする期間)に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。</p> <p>(注1) 対象期間(1年)を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>(注2) 原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。</p> <p>(注3) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。 ①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>(注4) 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。</p> <p>(注5) 通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入^(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。 なお、初年度加入^(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金がお支払された場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。 (※) 本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。</p> <p>(注6) 支払対象外期間に発生した費用、被保険者との雇用、委任等の契約関係が消滅した日以降に発生した費用、事業主が事業を再開しなかった場合の事業主追加費用に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>(注7) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。 なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。</p> <p>(注8) 入院による就業不能時追加補償特約(支払対象外期間0日)がセットされた場合、事業主費用追加補償特約の支払対象外期間中であっても、入院による就業不能期間(日数)をお支払いの対象として、事業主費用追加補償特約の保険金支払方法と同様に、保険金をお支払いします。なお、この特約の対象期間は、就業不能の開始した日から4日までとなります。</p> <p>(注9) 入院による就業不能時追加補償特約(支払対象外期間0日)についても(注4)の規定が適用されます。このため、同一の就業不能とみなされた場合は、複数回入院されたときであっても、この特約の対象期間(就業不能の開始した日から4日)を超えた以後の入院については、お支払いの対象となりません。</p>	<p>● 次の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ④妊娠、出産、早産または流産 ⑤戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの など</p> <p>● 次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>⑦自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) など</p> <p>● 次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>⑨精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ⑩妊娠または出産を原因とした就業不能</p> <p>(注) 精神障害拡張補償特約がセットされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります(アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません)。</p> <p>(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。</p> <p>(※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>

(*) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 所得補償保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
<p>被害による死亡・後遺障害補償特約</p>	<p>(1) 死亡保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、特約保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> $\text{死亡保険金の額} = \text{特約保険金額の全額}$ <p>(2) 後遺障害保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて特約保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、特約保険金額を限度とします。</p> $\text{後遺障害保険金の額} = \text{特約保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合(4\%~100\%)}$	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など</p>

その他ご注意ください

● 特定疾病等対象外特約について

・ 告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。特別な条件付きでご加入いただく場合は、「特定疾病等対象外特約」により、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。
※例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。

・ 「特定疾病等対象外特約」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。

・ ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過している場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。また、保険期間の中途での削除はできません。

(削除できない場合の例)

- 補償対象外とする疾病群が複数の場合
- 告知書「疾病・症状一覧表」のF群(腰・脊椎の疾病)が補償対象外となっている場合 など

・ 詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

● 基本補償の保険金額の設定について

・ 保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度(※)を踏まえ設定し

てください。基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ設定してください。

(※) 公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

・ 他の保険契約等(※)にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。

(※) 「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下
健康保険(例:給与所得者)	50%以下 *健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40%以下
共済組合(例:公務員)	40%以下

● 事業主費用追加補償特約の保険金額の設定について

ご加入いただく事業主費用追加補償特約の保険金額の設定については、被保険者が就業不能となった際に事業主が支出する事業主追加費用の額(月額)の範囲内で設定します。

用語のご説明

用語	用語の定義
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
支払対象外期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である加入依頼書等記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。 (※) 骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。以下同様とします。)を直接の目的として入院した場合には、支払対象外期間はありません。
就業不能	身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院 ^(※) していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治ゆされた後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 (※) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。
就業不能期間(保険金をお支払いする期間)	対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)をいいます。 (※) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)に4日を加えた日数をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・ 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・ 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・ 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
所得	加入依頼書等記載の職業または職務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
身体障害	傷害(傷害の原因となった事故を含みます。)および疾病をあわせて身体障害といいます。 (※) 骨髄採取手術を含みます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ①傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ②疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。 (※) 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、確認検査を受けた時をいいます。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算して加入依頼書等記載の期間をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金のお支払いの対象となります。 (※) 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、就業不能が開始した日から起算して加入依頼書等記載の期間をいいます。

用語のご説明(続き)

用語	用語の定義
入院	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、常に医師の管理下に置かれることをいいます。
平均月間所得額	支払対象外期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、支払対象外期間が始まる直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取っている期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。
代行者	就業不能になった被保険者の行うべき業務を代行させる方をいい、その被保険者の代行者と認められる方1名をいいます。
給与等の費用	賃金、給与、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対価として事業主が従業員等に支払っていたすべてのものをいいます。ただし、退職金、見舞金、出張旅費・宿泊費、事業主が全額負担する保険料等を含みません。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1.クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2.ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
- (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
★被保険者の職業または職務
★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態
告知される方(被保険者)がご認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。
★他の保険契約等(※)の加入状況
(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

- *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- *損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。
- ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
- (※)保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
 - 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
 - ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合　など
- ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から③までのいずれかの取扱いとなります。
 - 特別な条件を付けずにご加入いただけます。
 - 特別な条件付きでご加入いただけます(「特定の疾病群について補償対象外とする条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)」でご加入いただけます。)
 - 今回はご加入いただけません。

- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。告知していただいた内容により、特別な条件付きでご加入いただく場合は、補償を拡大した部分だけでなく、すでにご加入いただいている部分も、特別な条件付きでのご加入となります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 傷害による死亡・後遺障害補償特約の死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。
- ご加入初年度の保険期間の開始時(※¹⁾より前に発病(※²⁾した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業不能(保険金の支払事由)に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時(※¹⁾からその日を含めて1年を経過した後に就業不能(保険金の支払事由)が生じた場合は、その就業不能(保険金の支払事由)についてはお支払いの対象となる場合があります。
- (※¹)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
- (※²)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。
- (注)特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でご加入いただく場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

3.ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(職業または職務をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
 - 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
 - 追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
 - 変更後の職業または職務により、ご契約内容を変更していただくことがあります。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、ご契約者または被保険者は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- 直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- 次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。
 - 他の身体障害(病気またはケガ)の影響等があった場合
 - 職業を変更された場合の通知と、それに伴う追加保険料のお支払いがなかった場合
 - 加入依頼書等に記入された年齢に誤りがあり、追加保険料のお支払いが必要となる場合
 - 他の保険契約等がある場合など

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

- 被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- <重大事由による解除等>
- 保険金を支払わせる目的で身体障害を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

4.責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まりませう。

*中途加入の場合は、毎月10日までの受付分は受付日の翌月1日(10日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

5.事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合(就業不能が発生した場合等)は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。保険金支払事由に該当した日(就業不能期間が開始した日等)からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票　など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書　など
③	就業不能の程度、損害の額、損害の程度および損害の範囲等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故 <p>死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書　など</p>
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書　など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書　など
⑥	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書　など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
(注1)就業不能期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、上記の書類のほか、就業不能が継続していることを証明する書類を提出してください。

(注2)身体障害の内容ならびに就業不能の状況および程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
(注3)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン・所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- 保険金のご請求にあたっては、身体障害に対する医師(被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師)の治療を受けている必要があります。
- 保険金をお支払いする事故がおきた場合、お支払いの内容等により、継続加入の条件を制限することがあります。また、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、継続加入をお断りすることがあります。

6.保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7.中途脱退と中途脱退時の返れい金等【年払(一時払)型】

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。中途脱退(解約)の場合は、無事故戻し返れい金はお支払いできません。

【月払型】

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただけます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。中途脱退(解約)の場合は、無事故戻し返れい金はお支払いできません。

- ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業不能の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

- 傷害による死亡・後遺障害補償特約をセットされた場合において、死亡保険金を支払うべきケガによって被保険者が死亡されたときは、傷害による死亡・後遺障害補償特約の保険料を返還しません。この場合において、分割払契約の未払込分割保険料があるときは、加入者は保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただく必要があります。

8.保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9.個人情報取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧ください。損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

団体長期障害所得補償保険

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み：この商品は団体長期障害所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：公益社団法人日本獣医師会
- 保険期間：2023年4月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：2023年2月22日
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者：公益社団法人日本獣医師会の会員である地方獣医師会の会員
 - 被保険者：公益社団法人日本獣医師会の会員である地方獣医師会の会員およびそのご家族(配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族)(満20歳以上満69歳以下で有職の方にかぎります。)
- お支払方法：2023年4月24日から毎月(22日が金融機関の休業日である場合は翌営業日)届出口座より振替します(12回払)。
- お手続き方法：下表のとおり必要書類をご記入のうえ、ご加入窓口の取扱代理店までご送付ください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」および「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」および「告知書」*をご提出いただきます。 ※告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。

- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月10日までの受付分は受付日の翌月1日(10日過ぎの受付分は翌々月1日)から2024年4月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始月から振替します。
- 中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の取扱代理店までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。
- 無事故戻し返れい金：保険期間が満了した場合(保険期間の終期までご契約が有効に存続した場合)において、保険期間中に保険金をお支払いすべき就業障害の発生がなかったときは、保険料の20%を「無事故戻し返れい金」として、ご契約者にお返します。
(注)保険期間の途中で解約(脱退)等が行われた場合は、無事故戻しは行いません。

補償の内容【保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合】

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業障害になった場合	被保険者が被る損失に対して、支払対象外期間を超える就業障害である期間1か月につき次の計算式によって算出した額をお支払いします。 お支払いする保険金の額(月額)＝保険金額×所得喪失率(※1) (※1)所得喪失率＝(就業障害発生前の所得額－回復所得額)÷就業障害発生前の所得額 (注1)就業障害である期間1か月について最高保険金支払月額(100万円)を限度とします。 (注2)保険金額(支払基礎所得額)が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を保険金の算出の基礎としてお支払いする保険金の額を算出します。 (注3)保険金をお支払いする期間が1か月に満たない場合または保険金をお支払いする期間に1か月未満の端日数がある場合は、該当する月の日数で日割計算します。 (注4)補償の対象となる期間は、次の計算式によって算出します。 保険金をお支払いする期間(※)＝就業障害である期間－支払対象外期間 (※)協定書に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(70歳に達するまで)が始まり、その対象期間内における就業障害である期間(日数)をいいます。対象期間が70歳満了のご契約であっても、ご加入時に満65歳以上の方は、対象期間は支払対象外期間終了日の翌日から起算して3年間となります。 (注5)対象期間(70歳に達するまで)を経過した後の期間の就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 (注6)原因または時が異なって被った身体障害により就業障害である期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。 (注7)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ①被保険者が身体障害を被った時からお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業障害になった時からお支払条件により算出された保険金の額 (注8)支払対象外期間を超える就業障害が終了した後、その就業障害の原因となった身体障害によって6か月以内に就業障害が再発した場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。ただし、就業障害が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と異なった就業障害とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。 (注)支払対象外期間および対象期間については、協定書に特別の規定がある場合は、協定書の規定に従うこととします。	次の事由に起因する身体障害(病気またはケガ)による就業障害に対しては、保険金をお支払いしません。 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ⑥自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑧精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害 ⑨妊娠、出産、早産または流産 ⑩発熱等の他覚的状態のない感染など (注)精神障害拡張補償特約がセットされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります(アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。)。また、お支払いは、対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して2年を限度とします。
〈続く〉		

補償の内容【保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
〈続き〉 被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業障害になった場合	(注9)前記により計算した額に、就業障害開始後1年を経過すること、前年度に対する物価上昇率をもとに損保ジャパン所定の方法により算出した係数を乗じて算出した保険金をお支払いします。 (注)物価上昇率は国の行政機関発表の「消費者物価指数(全国総合)」をもとに算出します。 ・前年度と比べて物価下落している場合は、上昇率を0%として計算します。 ・物価上昇率が5%を超える場合は、これを5%として計算します。 (注10)精神障害拡張補償特約をセットした場合、精神障害拡張補償特約による保険金のお支払いは、主契約の対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して2年を限度とします。	(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

(注)団体長期障害所得補償保険を複数ご契約(※)された場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の可否をご判断ください。
(※)他社のご契約を含みます。

その他ご注意ください

<ご継続の場合も必ずご確認ください。>

●保険金額の設定について

保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等からの給付額、高額療養費制度等の公的保険制度(※1)等も考慮のうえ設定してください。また、他の保険契約等(※2)にご加入の場合は、ご加入いただける金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。
(※1)公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。
(※2)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

●特定疾病等対象外について

告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。特別な条件付きでご加入いただく場合は、「特定疾病等対象外の条件」をセットすることにより、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。
※例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。
*「特定疾病等対象外の条件」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても「特定疾病等対象外の条件」がセットされます。
*ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外の条件」を削除できることがあります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外の条件」を削除できないこともあります。また、保険期間の途中での削除はできません。
(削除できない場合の例)
○補償対象外とする疾病群が複数の場合
○告知書「疾病・症状一覧表」のF群(腰・脊椎の疾病)が補償対象外となっている場合
・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。 など

●被保険者が就業障害になった場合、被保険者には、所得の喪失の発生および拡大を防止するため業務復帰に努めていただきます。損保ジャパンは、被保険者が就業障害の状態になった場合は、ご契約者または被保険者、被保険者の業務復帰援助のために協議することがあります。損保ジャパンは、その協議の結果として被保険者の業務復帰のために有益な費用をお支払いします。

用語のご説明

用語	用語の定義
身体障害	傷害(傷害の原因となった事故を含みます。)および疾病をあわせて身体障害といいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ①傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ②疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。
就業障害	(支払対象外期間中の就業障害の定義) 身体障害により、被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないこと。 (対象期間中の就業障害の定義) 身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%を超えていること。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合であっても就業障害とはいいません。
所得	業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる所得の額をいい、被保険者の属する公的医療保険制度に応じて、平均月間所得額に対する一定割合内で設定していただきます。
平均月間所得額	就業障害が開始した日の属する月の直前12か月間の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業障害が開始した日の属する月の直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。

用語のご説明(続き)

用語	用語の定義
回復所得額	支払対象外期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。
支払対象外期間	就業障害が開始した日から起算して、継続して就業障害である協定書記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算する協定書記載の期間をいい、損保ジャパンが保険金を支払う期間は、この期間をもって限度とします。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1.クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2.ご加入時における注意事項(告知義務等)

●ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。

●加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

●ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態

告知される方(被保険者)がご認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。

★他の保険契約等(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

・口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

・告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

・損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

●ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。

(※)保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。

・「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

＊次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。

・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合

・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など

●ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から③までのいずれかの取扱いとなります。

①特別な条件を付けずにご加入いただけます。

②特別な条件付きでご加入いただけます。(「特定の疾病群について補償対象外とする条件付き(「特定疾病等対象外の条件」をセット)」でご加入いただけます。)

③今回はご加入いただけません。

●ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。

●継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。告知していただいた内容により、特別な条件付きで、ご加入いただく場合は、補償を拡大した部分だけでなく、すでにご加入いただいている部分も、特別な条件付きでのご加入となります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業障害(保険金の支払事由)に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)からその日を含めて1年を経過した後就業障害(保険金の支払事由)が生じた場合は、その就業障害(保険金の支払事由)に対しては保険金をお支払いします。

(※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

(※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

(注)特別な条件付き(「特定疾病等対象外の条件」をセット)でご加入いただく場合は、上記にかかわらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

3.ご加入後における留意事項(通知義務等)

●被保険者をご加入時に就いていたお仕事をやめられた場合は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。

●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、ご契約者または被保険者は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

●直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。

●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

・被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分)にかぎりず。を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

●次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。
・他の身体障害(病気またはケガ)の影響等があった場合
・他の保険契約等がある場合 など

<重大事由による解除等>

保険金を支払わせる目的で身体障害を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4.責任開始期

保険責任は保険期間初日の2023年4月1日午後4時に始まります。

＊中途加入の場合は、毎月10日までの受付分は受付日の翌月1日(10日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

5.事故がおきた場合の取扱い

●就業障害が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。就業障害期間が開始した日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例	
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票	など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	就業障害状況報告書、事故証明書	など
③	身体障害の内容、就業障害の状況および程度が確認できる書類	死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、入院通院申告書、診察券(写)、運転免許証(写)、所得を証明する書類、公的給付控除対象となる額を証明する書類、休業損害証明書	など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書	など
⑤	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書	など

(注1)就業障害期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、上記の書類のほか、就業障害が継続していることを証明する書類を提出してください。

(注2)身体障害の内容ならびに就業障害の状況および程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注3)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

●保険金のご請求にあたっては、身体障害に対する医師(被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師)の治療を受けている必要があります。

●保険金をお支払いする就業障害が発生した場合、お支払いの内容等により、継続加入をお断りすることや、継続加入の条件を制限することがあります。

6.保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7.中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただけます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。中途脱退(解約)の場合は、無事故戻し返れい金はお支払いしません。ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業障害の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

8.保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9.個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧ください。
取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

新・団体医療保険

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)]にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み：この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、疾病保険特約、傷害保険特約、がん保険特約等をセットしたものです。
- 保険契約者：公益社団法人日本獣医師会
- 保険期間：2023年4月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：2023年2月22日
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：公益社団法人日本獣医師会の会員である地方獣医師会の会員
- 被保険者：公益社団法人日本獣医師会の会員である地方獣医師会の会員またはご家族(配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族)を被保険者としてご加入いただけます。(新規加入の場合、0歳以上満69歳(継続加入の場合は満79歳)以下の方が対象となります。)
- お支払方法：2023年4月24日以降毎月22日、22日が金融機関の休業日である場合は翌営業日から)に保険料を届出口座から振替します。
- お手続き方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の取扱代理店までご送付ください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」および「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」および「告知書」*をご提出いただきます。 ※告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。

- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月10日までの受付分は受付日の翌月1日(10日過ぎの受付分は翌々月1日)から2024年4月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始月から振替します。
- 中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の取扱代理店までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【疾病保険特約】

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、退院後に通院された場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病入院保険金	保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。 $疾病入院保険金の額 = 疾病入院保険金日額 \times 入院した日数$	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等 ^(※2) の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※3) のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 (※2)「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。
疾病手術保険金	以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 (1)保険期間中に疾病を被り、かつその疾病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術 ^(※1) を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。なお、手術の種類によっては、回数などの制限があります。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術 ^(※2) ③放射線治療に該当する診療行為 手術(重大手術 ^(※3) 以外) <入院中に受けた手術の場合>疾病手術保険金の額=疾病入院保険金日額×20(倍) <外来で受けた手術の場合>疾病手術保険金の額=疾病入院保険金日額×5(倍) 重大手術 ^(※3) 疾病手術保険金の額=疾病入院保険金日額×40(倍) (注)重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故 ⑤脳疾患、疾病または心臓喪失 ⑥妊娠、出産、早産または流産 ⑦外科的手術その他の医療処置 ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など
<続く>	(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等) など (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりず。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術 ④四肢切断術(手指・足指を除きます。) ⑤脊髄(せきすい)腫摘出術 ⑥日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。))の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎりず。 (2)骨髄幹細胞採取手術 ^(※1) を受けた場合は、保険期間中に確認検査 ^(※2) を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。	

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病	(※1)ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。なお、提供者と受容者が同一となる自家移植の場合は、保険金をお支払いしません。 (※2)「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。疾病手術保険金は、手術を受けられることにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。 (1)時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (2)同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。))を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術 ^(※1) に該当するときは、同一手術期間 ^(※2) に受けた一連の手術 ^(※1) については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (※1)一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 (※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 (3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 (4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。	(※3)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
疾病手術保険金	保険期間中に疾病を被り、継続して4日を超えて入院し、退院後の通院責任期間に通院した場合、1回の通院責任期間につき90日を限度として、通院した日数に対し、通院1日につき疾病退院後通院保険金日額をお支払いします。ただし、1回の入院について、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。また、疾病入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、疾病退院後通院保険金をお支払いしません。 $疾病退院後通院保険金の額 = 疾病退院後通院保険金日額 \times 通院した日数$	
疾病入院一時金	保険期間中に疾病を被り、継続して180日を超えて入院した場合、疾病入院一時金保険金額をお支払いします(1回の入院について1回かぎりとなります。)	
疾病退院一時金	保険期間中に疾病を被り、継続して20日を超えて入院し、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日以内に生存している状態で退院した場合、疾病退院一時金保険金額をお支払いします(1回の入院について1回かぎりとなります。)	

(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。
①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

【傷害保険特約】

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。))によるケガで、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、通院された場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害入院保険金	保険期間中に生じた事故によるケガで入院した場合、1事故につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき傷害入院保険金日額をお支払いします。 $傷害入院保険金の額 = 傷害入院保険金日額 \times 入院した日数$	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故 ⑤脳疾患、疾病または心臓喪失 ⑥妊娠、出産、早産または流産 ⑦外科的手術その他の医療処置 ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など
傷害手術保険金	保険期間中に生じた事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、傷害手術保険金をお支払いします。なお、1事故に基づくケガに対して時期を同じくして、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、傷害手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) 手術(重大手術 ^(※3) 以外) <入院中に受けた手術の場合>傷害手術保険金の額=傷害入院保険金日額×20(倍) <外来で受けた手術の場合>傷害手術保険金の額=傷害入院保険金日額×5(倍) 重大手術 ^(※3) 傷害手術保険金の額=傷害入院保険金日額×40(倍) (注)重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。 (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりず。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。))の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎりず。	
傷害通院保険金	保険期間中に生じた事故によるケガで通院した場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院に対し、1事故につき90日を限度として、通院1日につき傷害通院保険金日額をお支払いします。ただし、傷害入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、傷害通院保険金をお支払いしません。 $傷害通院保険金の額 = 傷害通院保険金日額 \times 通院した日数$	

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害	傷害通院保険金 (注1)通院しない場合で、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた脊柱、肋骨、長管骨等の部位を固定するために医師の指示によりギブス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)傷害通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して傷害通院保険金をお支払いしません。	(前のページの続きです。)
	傷害入院一時金 保険期間中に生じた事故によるケガでの入院が、継続して180日を超えた場合、傷害入院一時金保険金額をお支払いします(1事故について1回かぎりとなります。)	
	傷害退院一時金 保険期間中に生じた事故によるケガで、継続して20日を超えて入院し、生存している状態で退院した場合、傷害退院一時金保険金額をお支払いします(1事故について1回かぎりとなります。)	

【がん保険特約】

被保険者が、責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けた場合、入院前後に通院された場合等に保険金をお支払いします。

ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて91日目(責任開始日)以降に該当した支払事由が保険金お支払いの対象となります。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
がん診断保険金	責任開始日以降の保険期間中に初めてがんと診断確定された場合、またはがんと診断確定されその治療を直接の目的として入院を開始された場合、がん診断保険金額をお支払いします。 なお、2回目以降のがん診断保険金のお支払いは、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いしませんが、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にご加入の保険期間中にがんの診断確定された場合、保険金をお支払いします。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。) ③核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性 ④上記以外の放射線照射または放射能汚染 ⑤がん以外での入院、手術、通院など
がん入院保険金	責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として入院を開始した場合、入院した日数に対し、入院1日につきがん入院保険金日額をお支払いします。 がん入院保険金の額=がん入院保険金日額×入院した日数	
がん手術保険金	責任開始日以降の保険期間中にがんを治療するために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術(※1)を受けた場合、がん手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術(※2) ③放射線治療に該当する診療行為 手術(重大手術(※3)以外) <入院中に受けた手術の場合>がん手術保険金の額=がん入院保険金日額×20(倍) <外来で受けた手術の場合>がん手術保険金の額=がん入院保険金日額×5(倍) 重大手術(※3) がん手術保険金の額=がん入院保険金日額×40(倍) (注)重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。 (※1)以下の手術は対象となります。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術 など (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①悪性新生物に対する開頭手術(穿頭術を含みます。) ②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③悪性新生物に対する四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④脊髄(せきすい)腫(悪性)摘出術 ⑤悪性新生物の治療を直接の目的として日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。 がん手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(5)までの制限があります。 (1)時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、がん手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (2)同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術(※1)に該当するときは、同一手術期間(※2)に受けた一連の手術(※1)については、がん手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (※1)一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 (※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 (3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 (4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。 (5)乳房再建術については、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の手術料算定対象として列挙されている診療行為に該当しない場合であっても、がん手術保険金をお支払いします。ただし、その場合は、1回の入院につき1乳房に対して1回のお支払いを限度とします。	

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
がん通院保険金	責任開始日以降の保険期間中にがんを診断確定され、その直接の結果として継続して4日を超えて入院し、その入院前後の通院責任期間に、がんの治療を直接の目的として通院された場合、通院した日数に対し、通院1日につきがん通院保険金日額をお支払いします。ただし、1回の通院責任期間につき通院支払限度日数は90日とします。 また、がん入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、がん通院保険金をお支払いしません。 がん通院保険金の額=がん通院保険金日額×通院した日数	(前ページより続きます。)

(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。

①このご契約のお支払条件により算出された保険金の額

②被保険者ががんと診断確定された時のご契約のお支払条件により算出された保険金の額

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
先進医療等費用保険金(注)	保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等(※1)を受けたことにより負担した先進医療(※2)の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。 (※1)先進医療および臓器移植術をいいます。 (※2)病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑧妊娠、出産 ⑨ピックル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など

(注)補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。

【介護一時金支払特約】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
介護一時金	保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかに該当した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。 なお、保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。 ①公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合(※1) ②損保ジャパンが定める所定の要介護状態(※2)となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合 (※1)要介護認定を受けてからその状態が継続した日数にかかわらず保険金をお支払いします。 (※2)公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥先天性異常 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 (※2)「医学的他覚初見」とは、医学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。

ただし、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に要介護状態に該当した場合を除きます。

①疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金の額

②被保険者が要介護状態に該当した日の支払条件により算出された保険金の額

その他ご注意いただきたいこと

●特定疾病等対象外特約について

告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。特別な条件付きでご加入いただく場合は、「特定疾病等対象外特約」により、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。

※例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。

*「特定疾病等対象外特約」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。

*ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。

ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。

また、保険期間の途中で削除はできません。

(削除できない場合の例)

○補償対象外とする疾病群が複数の場合

○告知書「疾病・症状一覧表」のF群(腰・脊椎の疾病)が補償対象外となっている場合

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ

(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

など

用語のご説明

用語	用語の定義
がん	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中、所定の悪性新生物をいいます。詳細につきましては、損保ジャパン公式サイト掲載の約款集をご覧ください。
がんと診断確定された時	医師または歯科医師(※)が、病理組織学的所見(剖検や生検)、細胞学的所見、理学的所見(X線や内視鏡等)、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによってがんと診断確定した時をいいます。 (※)被保険者が医師または歯科医師である場合は、被保険者以外の医師または歯科医師をいいます。
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。 ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
責任開始日(がん)	ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院責任期間(がん)	入院の開始日の前日からその日を含めて60日前の日に始まり、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した日に終わる期間をいいます。
通院責任期間(疾病)	1回の入院について、最初の入院の開始日に始まり、最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過した日に終わる期間をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
1回の入院(疾病)	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害(疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。)*により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いすべき入院中に、保険金をお支払いすべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kikan.html)
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(※)。 ただし、血液照射を除きます。 ②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※)歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
乳房再建術(がん)	がんの治療を直接の目的とした乳房の切除術により喪失された乳房の形態を皮膚弁(※)または人工物を用いて正常に近い形態に戻すことを目的とする手術をいいます。乳頭または乳輪を対象とする手術は、乳房再建術には含みません。 (※)皮膚弁 皮膚の欠損部を被覆するための植皮術は含みません。

要介護度別の身体状態の目安

要介護度	要介護度身体の状態(例)
要支援	1 ◎要介護状態とは認められないが、社会的支援を必要とする状態 食事や排泄などはほとんどひとりで行えるが、立ち上がりや片足での立位保持などの動作に何らかの支えを必要とすることがある。入浴や掃除など、日常生活の一部に見守りや手助けが必要な場合がある。
	2 ◎生活の一部について部分的に介護を必要とする状態 食事や排泄などはほとんどひとりで行えるが、ときどき介助が必要な場合がある。立ち上がりや歩行などに不安定さがみられることが多い。問題行動や理解の低下がみられることがある。この状態に該当する人のうち、適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持や、改善が見込まれる人については要支援2と認定される。
要介護	1 ◎軽度の介護を必要とする状態 食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。衣服の着脱は何とかできる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。
	2 ◎軽度の介護を必要とする状態 食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりで行えない。入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。
	3 ◎軽度の介護を必要とする状態 食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりで行えない。入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。
	4 ◎重度の介護を必要とする状態 食事ときどき介助が必要で、排泄、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要。立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。
	5 ◎最重度の介護を必要とする状態 食事や排泄がひとりで行えないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。歩行や両足での立位保持はほとんどできない。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。

(注)上記は要介護度別の身体状態の目安であり、保険金は損保ジャパンが定める所定の要介護状態に該当する場合にお支払いします。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1.クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2.ご加入時における注意事項(告知義務等)

●ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

●加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

●ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態

告知される方(被保険者)がご認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。

★他の保険契約等(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

*口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。

*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

*損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

●ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。

(※)保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。

●「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。

ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

●次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。

・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合

・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など

●ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から③までのいずれかの取扱いとなります。

①特別な条件を付けずにご加入いただけます。

②特別な条件付きでご加入いただけます(「特定の疾病群について補償対象外とする条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)」でご加入いただけます。)

③今回はご加入いただけません。

●ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。

●継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。告知していただいた内容により、特別な条件付きでご加入いただく場合は、補償を拡大した部分だけでなく、すでにご加入いただいている部分も、特別な条件付きでのご加入となります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

【疾病保険特約・傷害保険特約】

●ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病・発生した事故による傷害に対しては、保険金をお支払いできません。

ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病・発生した事故による傷害であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。

(注1)特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でご加入いただく場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

(注2)がん保険特約、がん診断保険金支払特約については、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)(または中途加入日)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由が生じた場合も、保険金をお支払いできません。

(※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

(※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

【がん保険特約】

●ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定されていた場合は、被保険者がその事実を知っているまたは知らないとにかかわらず、がん保険特約・がん診断保険金支払特約は無効(これらの特約のすべての効力が、ご加入時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。)*となります。この場合において、告知前にご契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、すでにお支払いいただいた保険料を返還しません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて91日目から5年を経過し、その期間内に被保険者ががんと診断確定されなかった場合は、この「無効」の規定を適用しません。

●がんと診断確定された時が、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過するより前である場合は、保険金をお支払いできません。また、一部の疾病群について保険金お支払いの対象外とする条件(「特定疾病等対象外特約」をセット)でのご加入の場合、その疾病群およびその疾病群を原因とするがんについては保険金をお支払いできません。

【介護一時金特約】

●疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)より前であるときは、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約においては、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)より前であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年を経過した後に要介護状態(認定)に該当した場合は、保険金をお支払いします。

(※)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

(注)特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でご加入いただく場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

3.ご加入後における留意事項

●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分)にかぎり、解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

●保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または疾病の影響>

●保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いする病気の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4.責任開始期

●保険責任は保険期間初日の午後4時に始まり、

がん保険特約、がん診断保険金支払特約等については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日に責任開始期が始まります。

*中途加入の場合は、毎月10日までの受付分は受付日の翌月1日(10日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

5.事故がおきた場合の取扱い

●保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日(疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日)、がんと診断確定された日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(注1)保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●病气やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

【疾病保険特約】

●初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

6.保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7.中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただけます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

8.保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9.個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

傷害総合保険

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

■商品の仕組み：この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

■保険契約者：公益社団法人日本獣医師会

■保険期間：2023年4月1日午後4時から1年間となります。

■申込締切日：2023年2月22日

■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

●加入対象者：公益社団法人日本獣医師会の会員である地方獣医師会の会員

●被保険者：公益社団法人日本獣医師会の会員である地方獣医師会の会員またはご家族(配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族)を被保険者としてご加入いただけます。ただし、弁護士費用補償のあるLコースに加入される場合は未成年者を除きます。【個人型】被保険者本人のみが保険の対象となります。

●お支払方法：2023年4月24日に保険料を届出口座から振替します。

(注)なお、中途加入の場合は、中途加入日から保険期間満了日(2024年4月1日)までのご加入期間に応じた月割保険料をお振込いただきます。翌年度以降の契約は、口座引き落としとなりますので、口座振替依頼書のご提出も併せて必要となります。月割保険料、加入方法等の詳細につきましては取扱代理店までお問い合わせください。

●お手続き方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の取扱代理店までご送付ください。

	ご加入対象者	お手続き方法
	新規加入者の皆さま	添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合*	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。

※「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等は取扱代理店までお問い合わせください。

(注)ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

●中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月10日までの受付分は受付日の翌月1日(10日過ぎの受付分は翌々月1日)から2024年4月1日午後4時までとなります。

●中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の取扱代理店までご連絡ください。

●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

■満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【傷害総合保険】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(*)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。(KTの場合のみ)特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約で対象となる特定感染症を原因とする食中毒にかぎり、同特約の内容に従いお支払いの対象となります。

(注)保険期間の開始日より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴すれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

【基本補償】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故
	手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2)
	手術(重大手術(※3)以外) <入院中に受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×20(倍) <外来で受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍)	
	重大手術(※3) 手術保険金の額=入院保険金日額×40(倍) (注)重大手術を受けた場合は入院中・外来を問わず、入院保険金日額の40倍の額を手術保険金としてお支払いします。	
	(※1)以下の手術は対象となります。 創傷処理、皮膚切開術、テプリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術	

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

【基本補償(続き)】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合	
傷害(国内外補償)	手術 保険金	(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。	(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	通院 保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額=通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度) (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーシ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	

【オプション補償】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合	
傷害(国内外補償)	死亡 保険金	事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれのある状態での運転による事故 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚 所見のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など
	後遺障害 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)	
賠償責任(国内外補償)	個人賠償責任(国内外補償)(注)	日本国内または国外において、被保険者(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありませぬ。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者(※1)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。))に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で受託した財物(受託品)(※2)を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等(※3)を運行不能にさせた場合(※1)この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。 カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (次ページに続きます。)	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴りに起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩環境汚染に起因する損害賠償責任 ⑪受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害 ⑫受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団 など (次ページに続きます。)

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

【オプション補償(続き)】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合	
賠償責任(国内外補償)	個人賠償責任(国内外補償)(注)	(※2)次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 など (※3)「電車等」とは、自動車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。	体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的事故 ・置き忘れ(※2)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など (※1)次のア. からウ. までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの (※2)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。
	物の損害の補償(国内外補償)(注)	偶然な事故により携行品(※1)に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額(※2)を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。 ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。 (※1)「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。))外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。 (※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。 (注1)乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。 (注2)次のものは保険の対象となりません。 ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■動物、植物等の生物 ■自動車、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 ■自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■漁具 ■預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、手形その他の有価証券(小切手を除きます。))およびこれらに類する物 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 など	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故 ⑩置き忘れ(※)または紛失 ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。))の切断または打楽器の打皮の破損 など (※)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。
費用の補償(国内外補償)(注)	保険期間中に以下①から③までのいずれかに該当した場合、ご契約者、被保険者またはその親族の方が負担した費用(※1)に対して、その費用の負担者に保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救済者費用等の保険金額を限度とします。 ①被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なことが警察等の公的機関により確認された場合 ③住宅(※2)外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガを原因として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院された場合 (※1)次のア. からオ. までの費用がお支払いの対象となります。 ア. 捜索救助費用 遭難した被保険者を捜索する活動に要した費用。 イ. 交通費 救済者(※3)の現地(※4)までの航空機等の1往復分の運賃(救済者2名分を限度とします。)。 ウ. 宿泊料 現地および現地までの行程における救済者のホテル等の宿泊料(救済者2名分、かつ救済者1名につき14日分を限度とします。)。 エ. 移送費用 被保険者が死亡された場合の遺体輸送費用または現地から病院等への移転費。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または(次ページに続きます。)	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(注)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など	

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

【オプション補償(続き)】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
救援者費用(国内外補償)(注)	<p>は被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から差し引きます。</p> <p>才 諸雑費</p> <p>救援者の渡航手続費および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等(国外20万円、国内3万円を限度とします。)</p> <p>(※2)「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される加入依頼書等記載の住宅をいい、その敷地を含みます。</p> <p>(※3)「救援者」とは、被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。</p> <p>(※4)「現地」とは、事故発生地または被保険者の収容地をいいます。</p>	(前のページの続きです。)
費用の補償	<p>日本国内にあるゴルフ場(※1)においてゴルフ競技(※2)中にホールインワンまたはアルバトロスをを行った場合に、被保険者が慣習として以下①から⑥までの費用を負担することによって被る損害に対して、ホールインワン・アルバトロス費用の保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。</p> <p>①贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等を除きます。)</p> <p>②祝賀会費用(※3)</p> <p>③ゴルフ場に対する記念植樹費用</p> <p>④同伴キャディに対する祝儀</p> <p>⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用(保険金額の10%を限度とします。)</p> <p>(※1)「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。</p> <p>(※2)「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。)し、基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)、または基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。</p> <p>(※3)「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスをを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパンがこれを認めるときは、ホールインワンまたはアルバトロスをを行った日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要な費用を含めることができます。</p> <p>(注1)ホールインワン・アルバトロス費用補償特約は、アマチュアの方のみお引き受けできます(ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。)</p> <p>(注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数で契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。</p> <p>★ご注意ください! ・キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときにかぎり、お支払いの対象となります。</p> <p>①そのゴルフ場の使用人が目撃(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合</p> <p>②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合</p> <p>③ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日時・ゴルファーの個別確認等が可能なもので、第1打からホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎり、提出できる場合</p> <p>④同伴競技者以外の第三者(※5)が目撃(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合</p> <p>(※4)ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数(パー)より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。</p> <p>(※5)例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。</p>	<p>①ゴルフの競技または指導を職業としている方の行ったホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>②ゴルフ場の経営者または従業員がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>③日本国外で行ったホールインワンまたはアルバトロス</p>

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

弁護士費用補償(弁護士費用総合補償特約)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合				
弁護士費用(注)	<p>被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下①から⑤までのいずれかに該当するトラブル(※1)について、弁護士への法律相談または委任を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、保険期間中に法律相談費用または弁護士委任費用を負担することにより被った損害に対して、法律相談費用保険金または弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、以下①・②・⑤のトラブルの場合は、被保険者の未成年の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。</p> <p>①被害事故に関するトラブル ケガを負わされた、財物を壊された、盗難または詐欺にあった等(※2)の被害を被ったことによるトラブルをいいます。</p> <p>②借地または借家に関するトラブル 賃借している土地、建物に関する地代、賃料、敷金、礼金、契約期間等の賃貸借契約における地主または家主とのトラブルをいいます。ただし、被保険者または被保険者の未成年の子からの不当な申立てによる賃貸借契約の条件交渉(賃貸借契約の更新に際しての条件交渉を含みます。)に関するトラブルを含みません。</p> <p>③離婚調停に関するトラブル 被保険者または配偶者が婚姻関係を解消するための調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、内縁関係の解消および協議離婚によるものを含みません。 (注1)原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生した場合は、保険金をお支払いしません。 (注2)保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。</p> <p>④遺産分割調停に関するトラブル 被保険者その他の相続人との間の遺産分割または遺留分の減殺請求(※3)における調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、相続放棄、限定承認、遺産分割協議書の作成および不動産の名義変更に関する費用を含みません。 (注) 保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。</p> <p>⑤人格権侵害に関するトラブル 不当な身体拘束による自由の侵害、名誉毀損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。 (注) 警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎりります。</p>	<p>【全トラブルに共通の事由】</p> <p>①故意、重大な過失または契約違反</p> <p>②自殺行為(※)、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の使用</p> <p>④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑤地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑥国または公共団体の強制執行または即時強制</p> <p>⑦財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合については保険金をお支払いします。</p> <p>⑧被保険者または被保険者の未成年の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル</p> <p>⑨主として被保険者または被保険者の未成年の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由</p> <p>⑩債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル(過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。)。ただし、詐欺による被害事故に関するトラブルについては保険金をお支払いします。</p> <p>⑪保険契約または共済契約に関する事由。ただし、相続財産としての保険契約または共済契約の遺産分割調停に関するトラブルについては保険金をお支払いします。 など</p> <p>(※) この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らか場合には保険金をお支払いします。</p>				
弁護士費用(注)	<p>保険金種類別にお支払いする保険金の額</p> <table border="1"> <tr> <td>法律相談費用保険金</td> <td> <p>法律相談(※4)の対価として弁護士に支払われるべき、事前に損保ジャパンの同意を得た費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談費用の保険金額を限度とします。</p> <p>法律相談費用保険金の額=損害の額-自己負担額1,000円</p> </td> </tr> <tr> <td>弁護士委任費用保険金</td> <td> <p>弁護士委任(※4)によりトラブルを解決するために要する、事前に損保ジャパンの同意を得た着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および諸経費(※5)を負担することにより被った損害に対し、弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士委任費用の保険金額を限度とします。なお、顧問料および日当は、対象となりません。</p> <p>弁護士委任費用保険金の額=損害の額×(100%-自己負担割合10%)</p> </td> </tr> </table> <p>(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。</p> <p>①被保険者または被保険者の未成年の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額</p> <p>②保険金請求権者が行った最初の法律相談または弁護士委任のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額</p> <p>(※1) 日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎりります。</p> <p>(※2) 財物の盗難または詐欺にあったこと等による被害の場合は、警察への届出を行ったものにかぎりります。</p> <p>(※3) 遺留分の減殺請求とは、被保険者の遺留分の侵害に関する返還請求をいいます。</p> <p>(※4) 同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談および弁護士委任が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。</p> <p>(※5) 諸経費とは、弁護士が、依頼者に対して着手金および報酬金等とは別に請求する郵便切手代、収入印紙代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、調査費用およびその他委任事務処理に要する費用をいいます。ただし、保証金、保管料、供託金およびこれらに類する費用を含みません。</p>	法律相談費用保険金	<p>法律相談(※4)の対価として弁護士に支払われるべき、事前に損保ジャパンの同意を得た費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談費用の保険金額を限度とします。</p> <p>法律相談費用保険金の額=損害の額-自己負担額1,000円</p>	弁護士委任費用保険金	<p>弁護士委任(※4)によりトラブルを解決するために要する、事前に損保ジャパンの同意を得た着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および諸経費(※5)を負担することにより被った損害に対し、弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士委任費用の保険金額を限度とします。なお、顧問料および日当は、対象となりません。</p> <p>弁護士委任費用保険金の額=損害の額×(100%-自己負担割合10%)</p>	<p>【各トラブル固有の事由】</p> <p>左記①に該当する場合</p> <p>⑫自動車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した、被保険者または被保険者の未成年の子が被った被害事故に関するトラブル</p> <p>⑬医師等が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防</p> <p>⑭あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等</p> <p>⑮薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示</p> <p>⑯身体の美容または整形</p> <p>左記①・②・⑤に該当する場合</p> <p>⑰被保険者または被保険者の未成年の子とその親族との間で発生した事由</p> <p>左記①・⑤に該当する場合</p> <p>⑱環境汚染</p> <p>⑲ 環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有害な特性に起因する事由</p> <p>⑳騒音、振動、悪臭、日照不足等</p> <p>㉑電磁波障害</p> <p>左記③に該当する場合</p> <p>㉒被保険者の行為に起因して発生したことが明らか認められる離婚調停に関するトラブル</p> <p>など</p>
法律相談費用保険金	<p>法律相談(※4)の対価として弁護士に支払われるべき、事前に損保ジャパンの同意を得た費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談費用の保険金額を限度とします。</p> <p>法律相談費用保険金の額=損害の額-自己負担額1,000円</p>					
弁護士委任費用保険金	<p>弁護士委任(※4)によりトラブルを解決するために要する、事前に損保ジャパンの同意を得た着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および諸経費(※5)を負担することにより被った損害に対し、弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士委任費用の保険金額を限度とします。なお、顧問料および日当は、対象となりません。</p> <p>弁護士委任費用保険金の額=損害の額×(100%-自己負担割合10%)</p>					

(注) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他で注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義												
原因事故	法律相談または弁護士委任に至るトラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。原因事故の発生時は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>トラブルの種類</th> <th>原因事故の発生時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被害事故に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時</td> </tr> <tr> <td>2. 借地または借家に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)</td> </tr> <tr> <td>3. 離婚調停に関するトラブル</td> <td>被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時</td> </tr> <tr> <td>4. 遺産分割調停に関するトラブル</td> <td>被保険者の被相続人が死亡した時</td> </tr> <tr> <td>5. 人格権侵害に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時</td> </tr> </tbody> </table>	トラブルの種類	原因事故の発生時	1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時	2. 借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)	3. 離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時	4. 遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時	5. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時
	トラブルの種類	原因事故の発生時											
	1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時											
	2. 借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)											
	3. 離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時											
4. 遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時												
5. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時												
財物	被保険者または被保険者の未成年の子が所有、使用または管理する財産的価値を有する有体物(通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるものを含みます。)をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。												
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。												
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)												
調停等	調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎります。												
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。												
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。												
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。												
被保険者の未成年の子	被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。												
弁護士	弁護士法(昭和24年法律第205号)の規定により、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された者をいいます。なお、被保険者が弁護士の場合は、被保険者以外の弁護士をいいます。												
法律相談	弁護士法(昭和24年法律第205号)第3条(弁護士の職務)に規定する「その他一般の法律事務」に基づく法律相談をいいます。ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等を含みます。												
保険金請求権者	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する法律相談または弁護士委任を行う者を含みます。												
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。												
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。												
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性パートナー ^(※2) を含みます。 (※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。 婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性パートナー ^(※2) を含みます。												
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。												

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1.クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2.ご加入時における注意事項(告知義務等)

●ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

●加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

●ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者ご本人の職業または職務

★他の保険契約等^(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

●弁護士費用補償において、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

3.ご加入後における留意事項(通知義務等)

●加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。

■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

■この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。

あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

●保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または疾病の影響>

●すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いする病気等の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4.責任開始期

保険責任は保険期間初日の2023年4月1日午後4時に始まります。

*中途加入の場合は、毎月10日までの受付分は受付日の翌月1日(10日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

[弁護士費用総合補償特約]

●離婚調停に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります。

5.事故がおきた場合の取扱い

●事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

●被保険者が法律相談および弁護士委任をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく法律相談および弁護士委任をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

なお、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡されたときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。

●被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。

(注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。

なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合

・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況中告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など ④法律相談費用または弁護士委任費用を負担した場合 法律相談または弁護士委任それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、法律相談費用または弁護士委任費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1)事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6.保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7.中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうち、いまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

(注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただけます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8.保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

(1)保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

(2)保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割(注)までが補償されます。

(注)保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなる場合があります。

9.個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。また、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

動物病院従業員補償傷害総合保険

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

■商品の仕組み：この商品は傷害総合保険普通保険約款に就業中のみの危険補償特約等各種特約をセットしたものです。

■保険契約者：公益社団法人日本獣医師会

■保険期間：2023年4月1日午後4時から1年間となります。

■申込締切日：2023年2月22日

■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

●加入対象者：公益社団法人日本獣医師会の会員である地方獣医師会の会員および会員が代表者あるいは管理獣医師を務める「動物診療およびその付随業務のみを行う」法人

●被保険者：加入対象者が経営する動物病院の従業員【個人型】被保険者本人のみが保険の対象となります。

●お支払方法：2023年4月24日に保険料を届出口座から振替します。
(注)なお、中途加入の場合は、中途加入日から保険期間満了日(2024年4月1日)までのご加入期間に応じた月割保険料をお振込みいただきます。翌年度以降の契約は、口座引き落としとなりますので、口座振替依頼書のご提出も併せて必要となります。月割保険料、加入方法等の詳細につきましては取扱代理店までお問い合わせください。

●お手続方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の取扱代理店までご送付ください。

	ご加入対象者	お手続方法
	新規加入者の皆さま	添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合*	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。

*「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等は取扱代理店までお問い合わせください。
(注)ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

●中途加入：保険期間の途中でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月10日までの受付分は受付日の翌月1日(10日過ぎの受付分は翌々月1日)から2024年4月1日午後4時までとなります。

●中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の取扱代理店までご連絡ください。

●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

■満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【就業中のみの危険補償特約セット傷害総合保険】

被保険者が、日本国内または国外において、業務に従事中(その職業または職務に従事している間(通勤途上を含みます。))に、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。))によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸吐した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注)保険期間の開始日より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴すれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

【基本補償】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態で運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。
	入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数(1,000日限度)	
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりず。	①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2)
	手術(重大手術(※3)以外) <入院中に受けた手術の場合>手術保険金の額＝入院保険金日額×20(倍) <外来で受けた手術の場合>手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍) 重大手術(※3) 手術保険金の額＝入院保険金日額×40(倍) (注)重大手術を受けた場合は入院中・外来を問わず、入院保険金日額の40倍の額を手術保険金としてお支払いします。	
	(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりず。	

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

【基本補償(続き)】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
手術 保険金	(※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎりません。	(前のページの続きです。) (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
傷害(国内外補償) 通院 保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">通院保険金の額=通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)</div> (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	

【オプション補償】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡 保険金	事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額</div>	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれのある状態での運転による事故 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故
傷害(国内外補償) 後遺障害 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)</div>	

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kan.html)
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1.クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2.ご加入時における注意事項(告知義務等)

●ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

●加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

●ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の職業または職務

★他の保険契約等(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3.ご加入後における留意事項(通知義務等)

●加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。))は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。

■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

■この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎりません。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

●保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または疾病の影響>

●保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いする病気等の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4.責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

*中途加入の場合は、毎月10日までの受付分は受付日の翌月1日(10日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

5.事故がおきた場合の取扱い

●事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1)事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6.保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7.中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうち、いまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

(注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8.保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

(1)保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

(2)保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割(注)までが補償されます。

(注)保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなる場合があります。

9.個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式サイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。また、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

ご加入内容確認事項(所得・長期所得・新団体医療・傷害総合共通)

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1.保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約

保険金額

保険期間

保険料、保険料払込方法

満期返れい金・契約者配当金がないこと

2.ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。

パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【所得補償保険にご加入になる方のみご確認ください】

職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

所得補償保険における保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

被保険者は、獣医師の資格を有し、事業主で、同一事業体に他の獣医師がいない方ですか。

【団体長期障害所得補償保険にご加入になる方のみご確認ください】

団体長期障害所得補償保険における保険金額(支払基礎所得額)は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

【傷害総合保険、動物病院従業員補償傷害総合保険にご加入になる方のみご確認ください】

職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業業者
※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。	
※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。	

【『ホールインワン・アルバトロス費用補償特約』をセットしたプランにご加入になる場合のみご確認ください】

「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」をセットされる場合、他のホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険にご加入の場合の以下の【注意事項】をご確認いただきましたか。

【注意事項】

ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。

3.お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

